（仮称）大分野津太陽光発電事業

環境影響評価書

平成 31 年 3 月

株式会社ティーティーエス企画

目　次

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 1-1
1.1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 1-1

2. 対象事業の目的及び内容 2-1
2.1. 対象事業の目的 2-1
2.2. 対象事業の内容 2-2
2.2.1. 対象事業の名称及び種類 2-2
2.2.2. 対象事業実施区域の位置 2-2
2.2.3. 対象事業実施区域の規模 2-2
2.2.4. 土地利用計画 2-5
2.2.5. 施設計画 2-10
2.2.6. 維持管理計画 2-14
2.2.7. 造成計画 2-14
2.2.8. 防災計画 2-15
2.2.9. 道路計画 2-15
2.2.10. 緑化計画 2-19
2.2.11. 廃棄物処理計画 2-19
2.2.12. 施工計画 2-21
2.2.13. 環境保全対策 2-24

3. 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3-1
3.1. 社会的状況 3-2
3.1.1. 人口及び産業の状況 3-2
3.1.2. 土地利用の状況 3-8
3.1.3. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 3-13
3.1.4. 交通の状況 3-15
3.1.5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 3-17
3.1.6. 下水道の整備状況 3-21
3.1.7. 地域の環境への負荷に関する状況 3-22
3.1.8. 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 3-25

3.2. 自然的状況 3-73
3.2.1. 気象、大気質、騒音、振動に係る環境の状況 3-73
3.2.2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況 3-85
3.2.3. 土壌及び地盤の状況 3-93
3.2.4. 地形及び地質の状況 3-97
3.2.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 3-101
3.2.6. 景観・文化財の状況 3-122
3.2.7. 人と自然との触れ合いの活動の状況 3-128
3.3. 専門家等へのヒアリング 3-130

4. 実施計画書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解 4-1

5. 実施計画書についての知事意見及び事業者の見解 5-1
5.1. 実施計画書についての知事意見及び事業者の見解 5-1

6. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 6-1
6.1. 環境影響評価の項目の選定 6-1
6.2. 選定の理由 6-3
6.2.1. 大気質 6-3
6.2.2. 騒音 6-3
6.2.3. 振動 6-4
6.2.4. 水質 6-4
6.2.5. 地形及び地質 6-4
6.2.6. その他の環境 6-5
6.2.7. 動物 6-5
6.2.8. 植物 6-5
6.2.9. 生態系 6-5
6.2.10. 景観 6-5
6.2.11. 人と自然との触れ合いの活動の場 6-6
6.2.12. 廃棄物等 6-6
6.2.13. 文化財 6-6
6.3. 調査、予測及び評価の手法の選定 6-7
6.3.1. 大気質 6-7
6.3.2. 騒音 6-10
6.3.3. 振動 6-13

6.3.4. 水質 6-16
6.3.5. その他の環境 6-20
6.3.6. 動物 6-21
6.3.7. 植物 6-29
6.3.8. 生態系 6-32
6.3.9. 景観 6-33
6.3.10. 人と自然との触れ合いの活動の場 6-36
6.3.11. 廃棄物等 6-39
6.3.12. 文化財 6-40

7. 環境影響評価の結果 7-1
7.1. 大気質 7-1
7.1.1. 現況の把握 7-1
7.1.2. 予測 7-18
7.1.3. 評価 7-53
7.2. 騒音 7-57
7.2.1. 現況の把握 7-57
7.2.2. 予測 7-65
7.2.3. 評価 7-84
7.3. 振動 7-87
7.3.1. 現況の把握 7-87
7.3.2. 予測 7-95
7.3.3. 評価 7-105
7.4. 水質 7-107
7.4.1. 現況の把握 7-107
7.4.2. 予測 7-123
7.4.3. 評価 7-127
7.5. その他 7-128
7.5.1. 現況の把握 7-128
7.5.2. 予測 7-131
7.5.3. 評価 7-133
7.6. 動物 7-134
7.6.1. 現況の把握 7-134
7.6.2. 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 7-167
7.6.3. 予測 7-220
7.6.4. 評価 7-238

7.7. 植物 7-239
7.7.1. 現況の把握 7-239
7.7.2. 植物の重要な種の分布、生育の状況及び生育環境の状況 7-251
7.7.3. 予測 7-259
7.7.4. 評価 7-264
7.8. 生態系 7-265
7.8.1. 環境影響評価の手順 7-265
7.8.2. 調査手法及び結果 7-266
7.8.3. 予測手法及び結果 7-290
7.8.4. 環境保全措置 7-297
7.8.5. 環境影響を低減するために実施する対応 7-298
7.8.6. 事後調査 7-298
7.8.7. 評価の結果 7-299
7.9. 景観 7-300
7.9.1. 現況の把握 7-300
7.9.2. 予測 7-320
7.9.3. 評価 7-325
7.10. 人と自然との触れ合い活動の場 7-326
7.10.1. 現況の把握 7-326
7.10.2. 予測 7-334
7.10.3. 評価 7-335
7.11. 廃棄物 7-336
7.11.1. 予測 7-336
7.11.2. 評価 7-343
7.12. 文化財 7-344
7.12.1. 現況の把握 7-344
7.12.3. 予測 7-350
7.12.4. 評価 7-351

8. 環境保全のための措置 8-1
8.1. 環境保全措置の検討方法 8-1
8.2. 環境保全措置の内容 8-1
8.3. 低減・代償措置の実施計画 8-9
8.3.1. 周辺住居の生活環境に係る低減措置 8-9
8.3.2. 動物、植物、生態系に係る低減・代償措置 8-10

9. 事後調査計画 9-1
9.1. 事後調査計画 9-1

10. 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 10-1
10.1. 環境影響評価の概要（大気質） 10-2
10.2. 環境影響評価の概要（騒音） 10-7
10.3. 環境影響評価の概要（振動） 10-10
10.4. 環境影響評価の概要（水質） 10-12
10.5. 環境影響評価の概要（その他） 10-20
10.6. 環境影響評価の概要（動物） 10-22
10.7. 環境影響評価の概要（植物） 10-30
10.8. 環境影響評価の概要（生態系） 10-33
10.9. 環境影響評価の概要（景観） 10-36
10.10. 環境影響評価の概要（人と自然との触れ合い活動の場） 10-39
10.11. 環境影響評価の概要（廃棄物） 10-41
10.12. 環境影響評価の概要（文化財） 10-44

11. 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解 11-1

12. 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 12-1
12.1. 準備書についての意見及び事業者の見解 12-1

13. 環境影響評価を委託して実施した事業者の名称、
代表者の氏名及び所在地 13-1
13.1. 環境影響評価を委託して実施した事業者の名称、
代表者の氏名及び所在地 13-1

14. 参考とした主な資料の目録 14-1
14.1. 参考とした主な資料の目録 14-1

本書に掲載した地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）、電子地形図20万及び基盤地図情報を使用した。
（承認番号　平30情使、第1395号）

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	：株式会社ティーティーエス企画
代表者の氏名	：代表取締役社長　野見山 俊之
主たる事務所の所在地	：福岡県飯塚市有安 1039-1

2. 対象事業の目的及び内容

2.1. 対象事業の目的

近年の世界のエネルギー需要の急増などを背景に、今後は従来どおりの質・量の化石燃料を確保していくことが困難となることが懸念されている。このような事態に対応し、低炭素社会の実現にも寄与すべく、2009 年 7 月に石油への依存の脱却を図るというこれまでの石油代替施策の抜本的な見直しが行われた。この結果、研究開発や導入を促進する対象を「石油代替エネルギー」から、再生可能エネルギーや原子力などを対象とした「非化石エネルギー」とすることを骨子とした石油代替エネルギー法の改正が行われ、同法の題名も「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改められた。また、併せて「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成 21 年法律 72 号)（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)」が制定され、エネルギー供給事業者に対して再生可能エネルギーなどの非化石エネルギーの利用を一層促進する枠組みが構築された。

2003 年からは、「電気事業者による新エネルギー電気等の利用に関する特別措置法」に基づき、RPS 制度が開始され、電気分野における再生可能エネルギーの導入拡大が進められている。さらに、2012 年 7 月からは、この RPS 制度に替えて、固定価格買取制度（FIT）が導入され、再生可能エネルギーの大幅な導入拡大が進められている。

本事業は、臼杵市野津町において、再生可能エネルギーである太陽光による電気を供給することにより、我が国のエネルギー自給率の向上、地球温暖化防止への寄与、太陽光発電を通じて地域の活性化への貢献及び地域との共存を目指して取り組むものである。

なお、本事業により発電された電力は、九州電力株式会社に売電する予定である。

2.2. 対象事業の内容

2.2.1. 対象事業の名称及び種類

対象事業の名称：(仮称) 大分野津太陽光発電事業

対象事業の種類：その他の土地開発の事業（電気工作物の建設 太陽光発電所）

2.2.2. 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置及びその周辺の状況は、図 2.2-1 及び図 2.2-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の所在地は、臼杵市野津吉田三栗平 2,808 外であり、臼杵市役所野津庁舎の西約 2km に位置する。

対象事業実施区域の位置及び現状は下記に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置：臼杵市野津吉田三栗平 2,808 外

対象事業実施区域の現状：山林

2.2.3. 対象事業実施区域の規模

改変区域：70.1009 ha

対象事業実施区域：355.3967ha

ソーラーパネル設置区域：55.0226ha

発電規模：50MW（各種許認可手続きにより変動する可能性有）

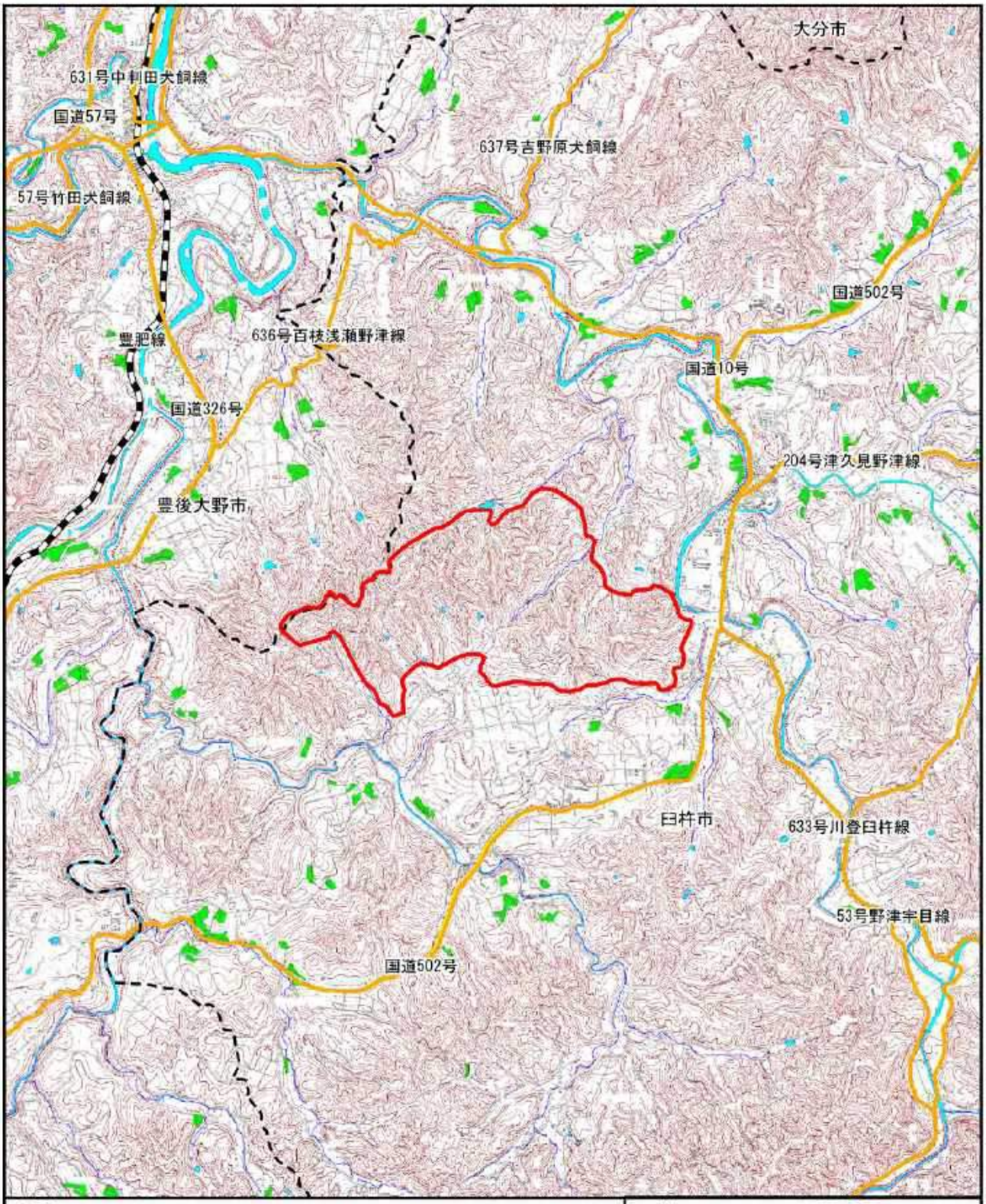

図 2.2-1

対象事業実施区域の位置

図 2.2-2
対象事業実施区域の位置
（衛星写真）

2.2.4. 土地利用計画

(1) 土地利用計画

本事業の土地利用計画の概要は、表 2.2-1 及び図 2.2-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域 355.3967ha のうち、改変区域は 70.1009ha であり、太陽光パネル等を設置する事業用地は 55.0226ha の計画である。

また、事業用地内の法面等には緑化を施す計画とし、自然環境の分断を低減するために事業用地内に造成森林を配置し、防災施設として調整池を設置する計画である。

環境影響評価実施計画書時の計画は、対象事業実施区域の中央を流れる瀬戸内川の東側、西側を改変区域として計画していた。しかし、現地調査による重要な動植物の生息・生育場の状況を鑑みて比較的、土地改変による影響が小さいと考えられる東側に集約し、出来る限り改変面積を減らし、事業実施周辺民家への生活環境や発生土量の抑制などに配慮した計画とした。

よって、環境影響評価実施計画書時の施設配置、管理用道路の配置等の再検討を行い、対象事業実施区域内で新たに改変区域の設定を行った。これにより、改変区域を環境影響評価実施計画書時より約 4.3ha 低減させた計画である。

表 2.2-1　土地利用計画

種別	面積(ha)	比率(%)	備考
事業用地	55.0226	15.5	
管理用道路	0.5207	0.1	幅員：約 5.0m 延長：約 900m
調整池	3.6862	1.0	一部法面 0.315ha を含む
法面(緑地)	9.5284	2.7	切土=1：1.0 盛土=1：1.8
造成森林	1.343	0.4	
改変区域	70.1009	19.7	
事業区域	355.3967	100.0	

重要種の位置については、情報
漏洩防止の為非公開とする。

図 2.2-3　実施計画段階での改変区域

図 2.2-4　見直しを行った改変区域

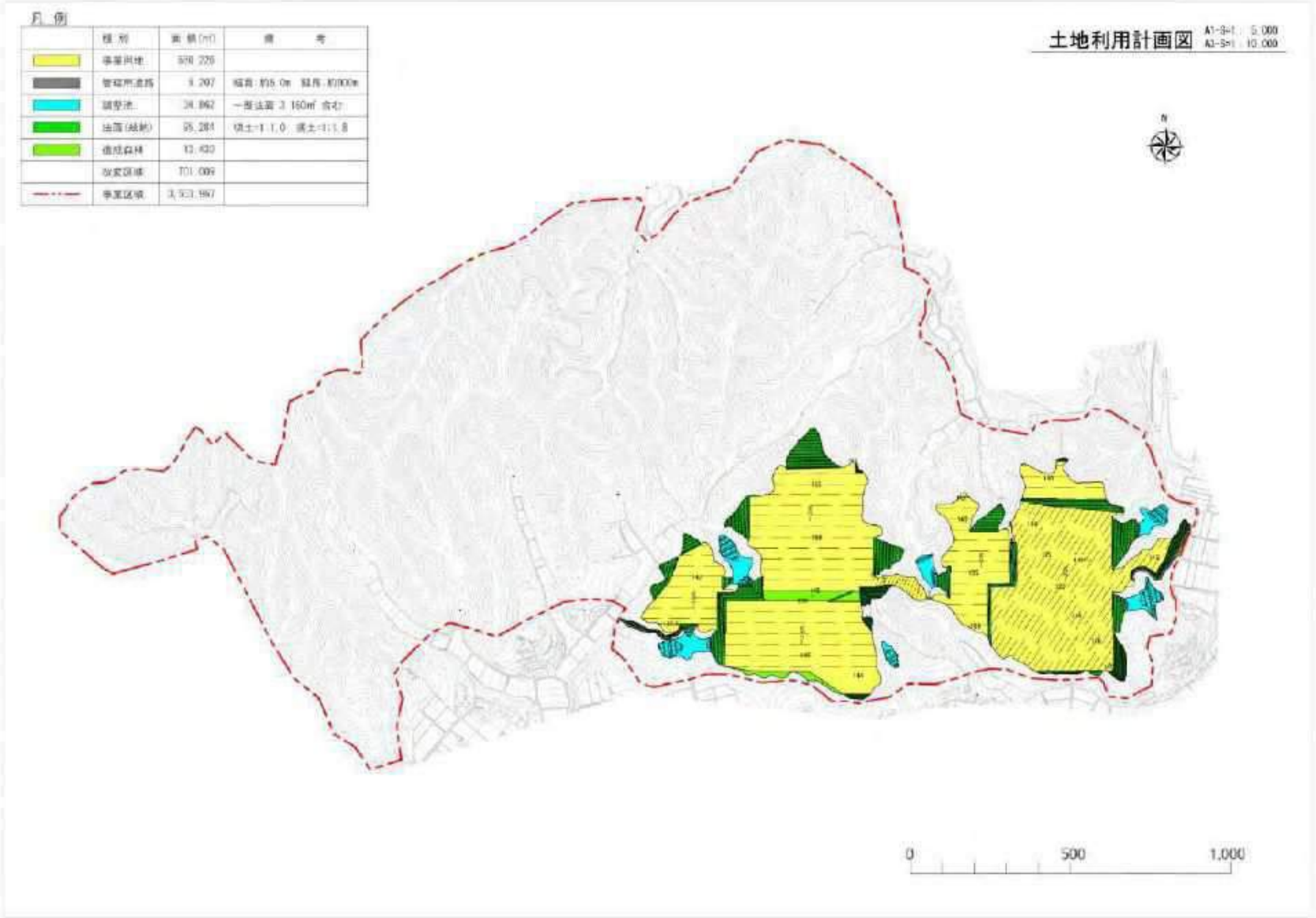

図 2.2-5　土地利用計画図

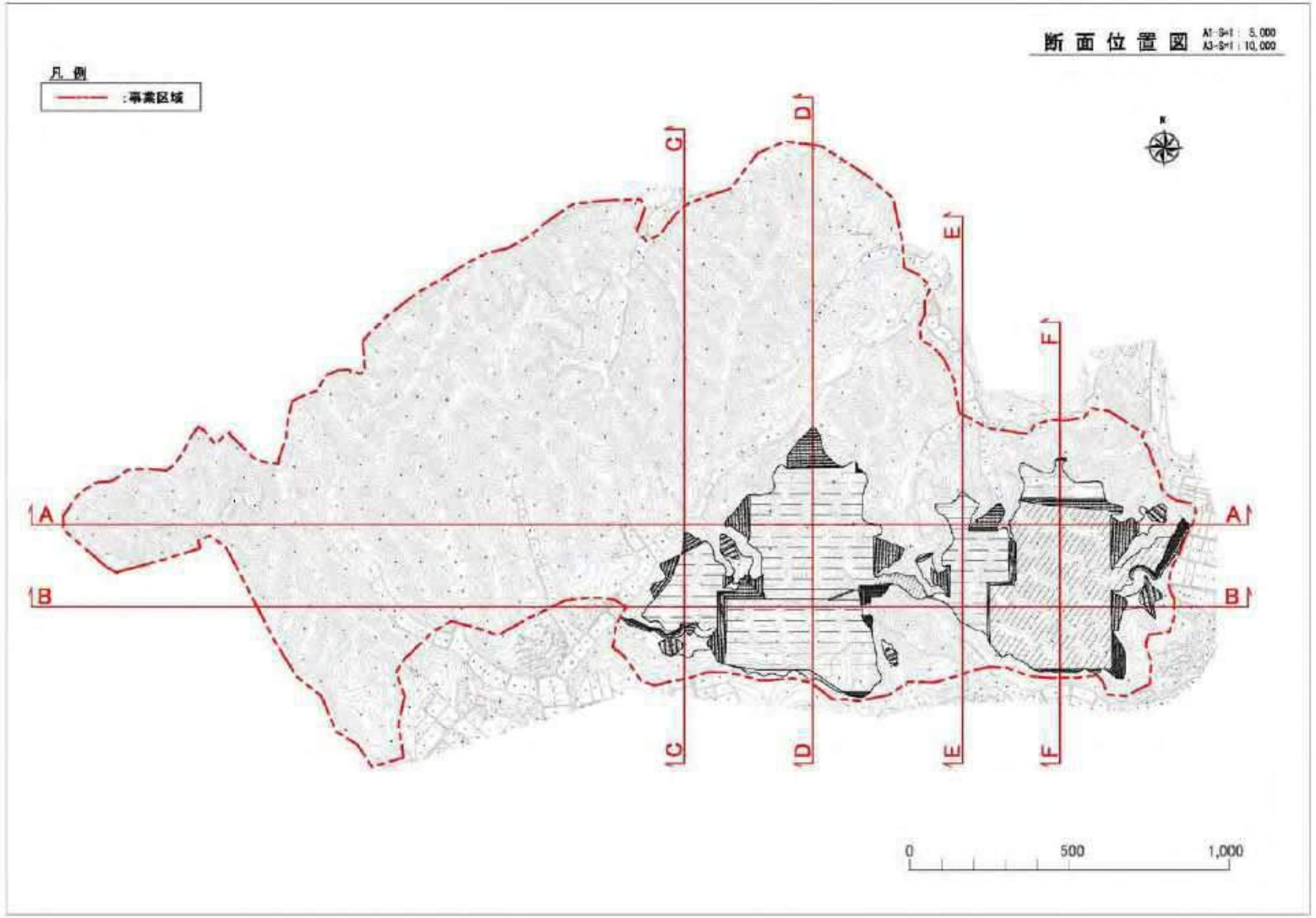

図 2.2-6　断面位置図

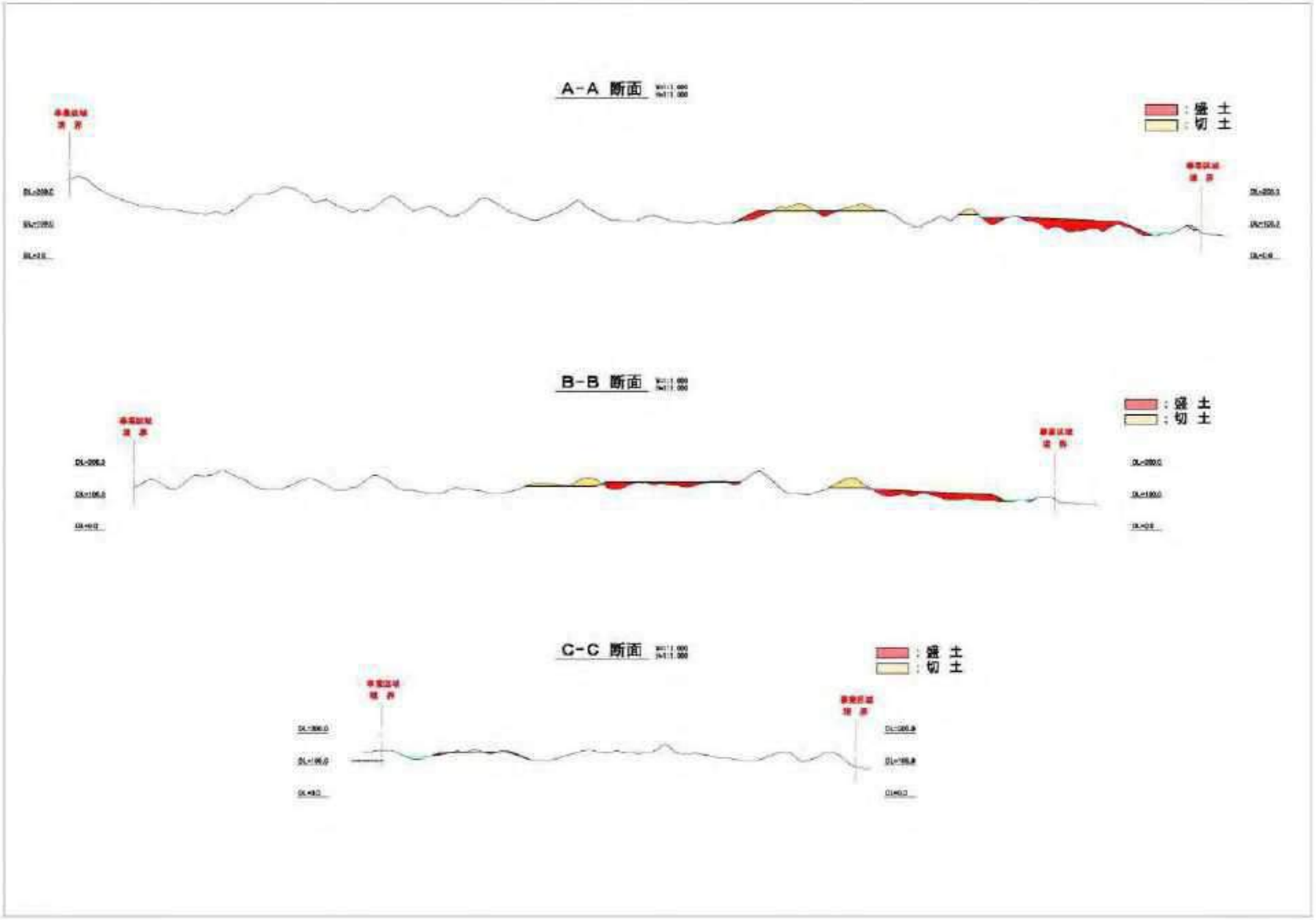

図 2.2-7　模式断面図

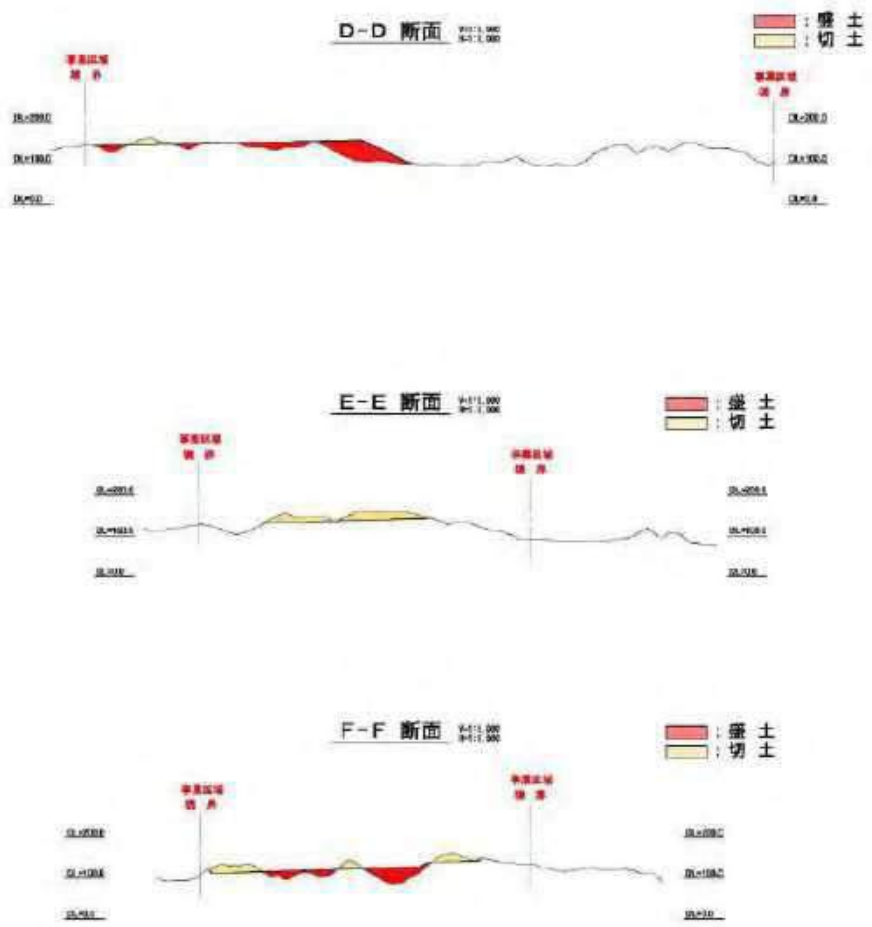

図 2.2-8　模式断面図

2.2.5. 施設計画

(1) 施設配置

施設の設備諸元は表 2.2-2 に、施設配置計画は図 2.2-9 に示すとおりである。

主な施設としては、太陽光パネル、パワーコンディショナー、変電設備を設置する計画である。太陽光パネルは造成地（北から南へ 3%下り勾配）に沿って設置し、10 度の傾斜角となるようパネル設置する。

太陽光パネルで発電された直流の電気は、パワーコンディショナーで交流に変換され、交流に変換された電力は、パワーコンディショナー近傍に設置した昇圧変圧器によって電気を昇圧する。その後、送変電設備へと集電され、主変圧器で更に昇圧した後に九州電力株式会社の送電線への接続を行う。

また、運転期間中において消耗品となる機器の交換計画を事前に策定し設備の不具合の発生を未然に防ぐとともに、設備の運転状況、発電状況を常時確認できるよう監視装置を設けることにより、不具合時の早期発見を可能とし、発電所の長期間の安定運用を図る。

交換した機器はリサイクルに努め、リサイクルできない機器・素材については適正処理する。

表 2.2-2　施設の設置諸元

項目			諸元	備考
太陽光パネル	モジュール枚数	A 工区	113,718 枚	合計出力：69,984kW
		B 工区	136,224 枚	
	パネル方向		南向き	アレイ設置方向
	設置角度		10 度	アレイ傾斜角度
	設置方法		固定型架台に設置	
	設置位置			参照
パワーコンディショナー	容量		834kW	合計出力：50,000kW
	設置台数		60 台	
	設置位置		管理用道路付近	参照
変電設備	容量		25,100kVA	
	設置位置		事業用地西側	参照

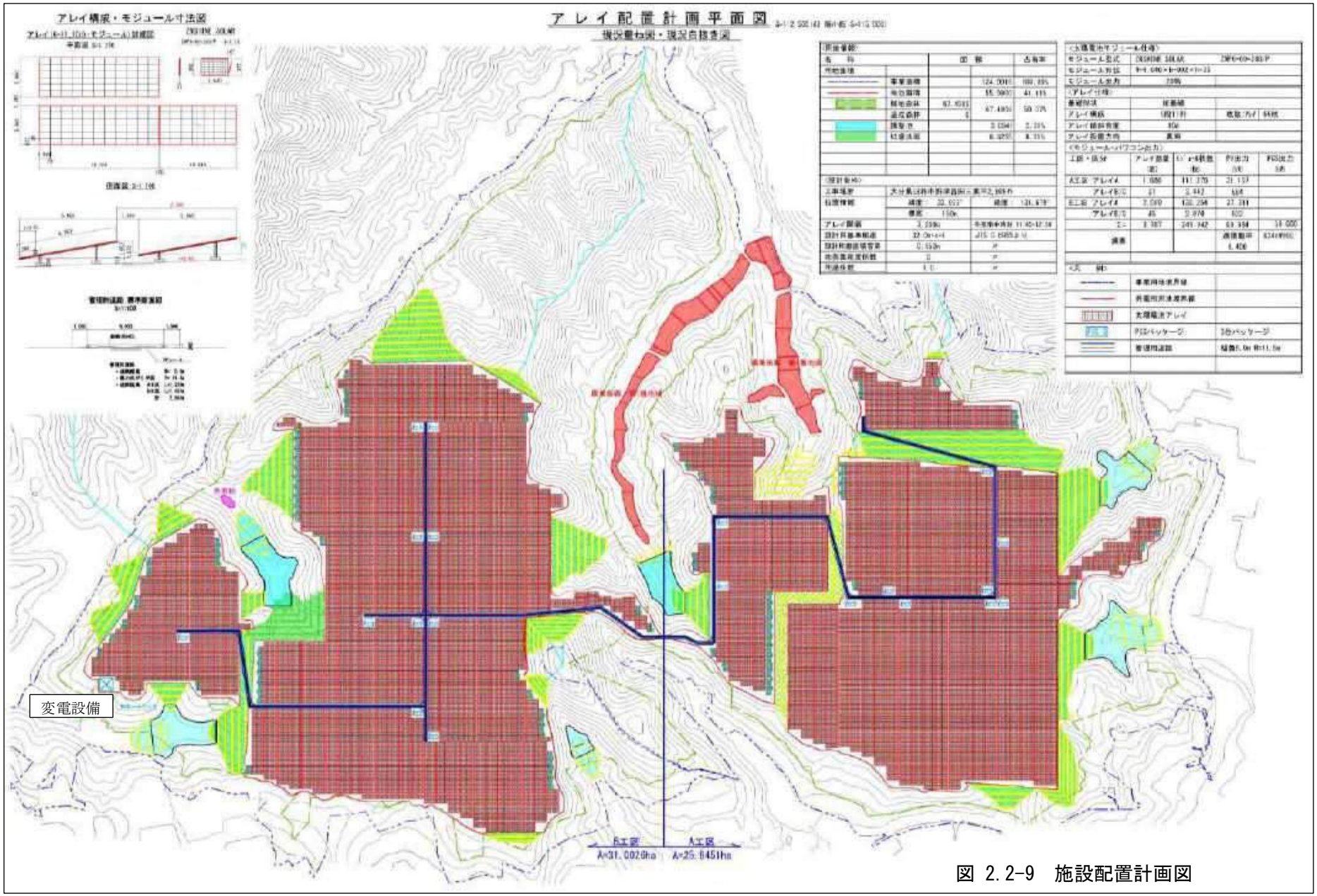

図 2.2-9　施設配置計画図

(2) 発電所施設の内容

1) ソーラーパネル及びソーラーパネル架台

複数のソーラーパネルは、架台によって固定・支持を行う。パネルの傾斜角は 10 度とする。

なお、架台の設置に当たっては太陽電池アレイ用支持物設計基準「JIS C 8955」を満たすものとする。

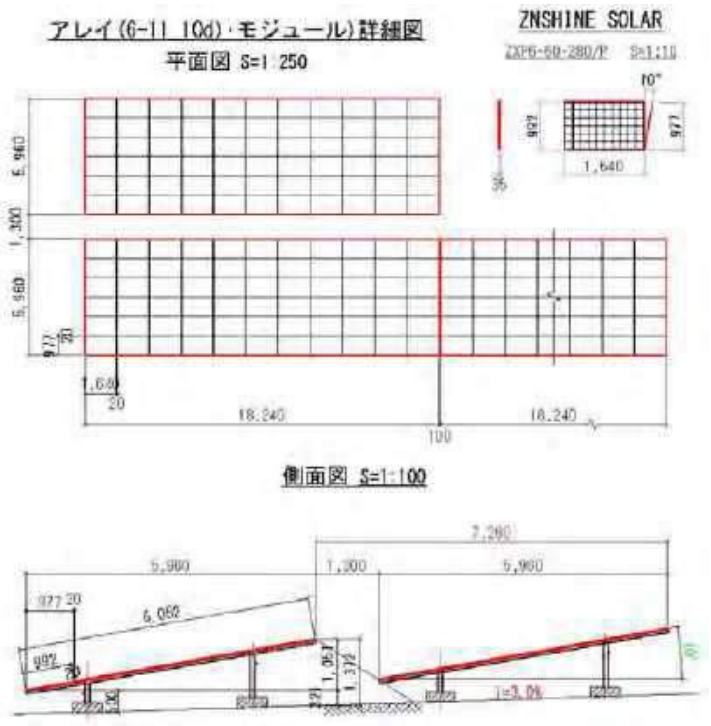

図 2.2-10　アレイ構成・モジュール寸法図

2) パワーコンディショナー

パワーコンディショナーは、ソーラーパネルからの電気を直流から交流に変換する。また、ソーラーパネルからの電気は、天候により出力が不安定となるため、本設備により出力を制御する。

3) 送変電設備

送変電設備は、各パワーコンディショナーからの出力を集電し、主変圧器で昇圧後、電力会社の送電線に接続する。

4) 送電線

本事業により発電した電力は、変電施設を経由したうえで九州電力株式会社の送電線に連系する計画である。自営線ルートは図 2.2-11 に示すとおりである。

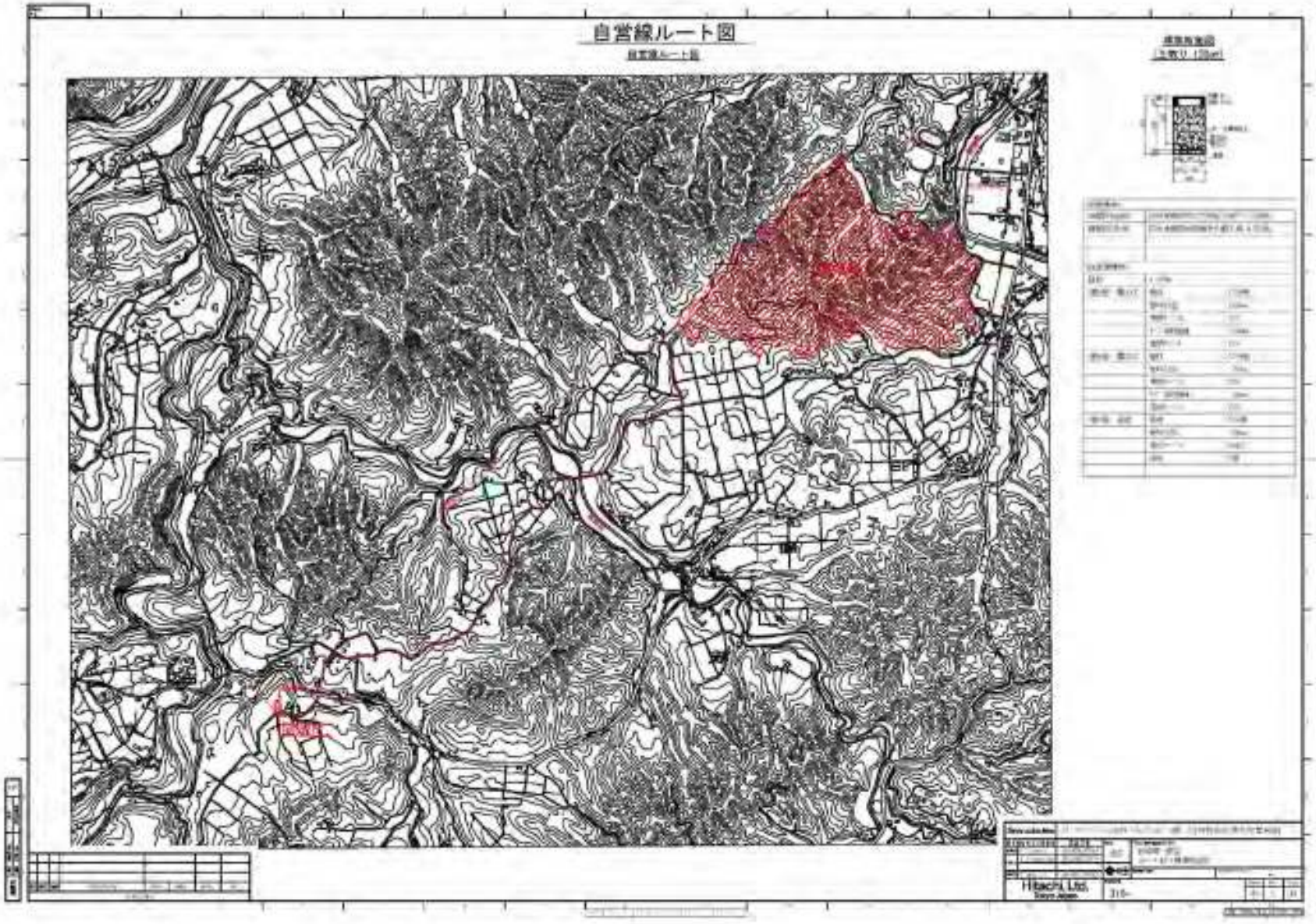

図 2.2-11　自営線ルート図

2.2.6. 維持管理計画

管理事務所は対象事業実施区域外に設けテレビカメラで監視を行う。施設の定期的な管理・点検を行う計画である。

管理内容は、太陽光パネル及びその他設備の点検及び破損等の確認、パネル周辺の草刈等を行う。

事業用地や斜面等の状況の確認、修繕を行う。また、調整池の堆砂量の確認を行う。

監視装置の設置（例）

2.2.7. 造成計画

造成工事に伴う切盛面積は表 2.2-3 に、切盛図は図 2.2-13 に示すとおりである。

造成については、出来る限り現状のままの敷地の成りを利用して設備建設を行い、対象事業区域内での切土・盛土の発生を必要最小限に抑える計画である。

表 2.2-3　造成工事に造成面積

項目	面積(ha)
切土	32.4699
盛土	35.6535
合計	68.1234

2.2.8. 防災計画

防災計画における調整池の詳細は表 2.2-4 に、位置図は図 2.2-14 に示すとおりである。

伐採工事に伴い、対象事業実施区域からの流域排水の流量が増加する事が想定されるため、本施設内に調整池を設けて、流出機能を調整する計画とする。

また、工事中の対象事業実施区域外への濁水流出の防止のため、調整池の設置など工事中には適切な個所、数量の仮設沈砂池、沈砂枡等の濁水処理施設を設置する計画である。

なお、供用時には、調整池が対象事業実施区域外への濁水流出の防止のための沈砂機能を果たす計画である。

表 2.2-4　調整池の詳細

工区	流域面積	許容放流量	調整池容量
流域 A	16.6ha	0.830 ㎥/s	36,000 ㎥
流域 B	16.7ha	0.835 ㎥/s	35,500 ㎥
流域 C	9.8ha	0.490 ㎥/s	23,400 ㎥
流域 D	2.4ha	0.120 ㎥/s	2,850 ㎥
流域 E	16.5ha	2.475 ㎥/s	15,900 ㎥
流域 F	11.5ha	1.725 ㎥/s	17,000 ㎥

2.2.9. 道路計画

工事関係車両の通行ルートは図 2.2-15 に示すとおり、国道 10 号より、対象事業実施区域の東側及び西側から出入りするルートを計画している。

工事用道路は基本的に既存道路を利用し、既存道路から事業用地まで延長する計画である。また、工事用道路は運転開始後、管理用道路として利用する計画である。

管理用道路の標準断面は図 2.2-12 に示すとおりである。

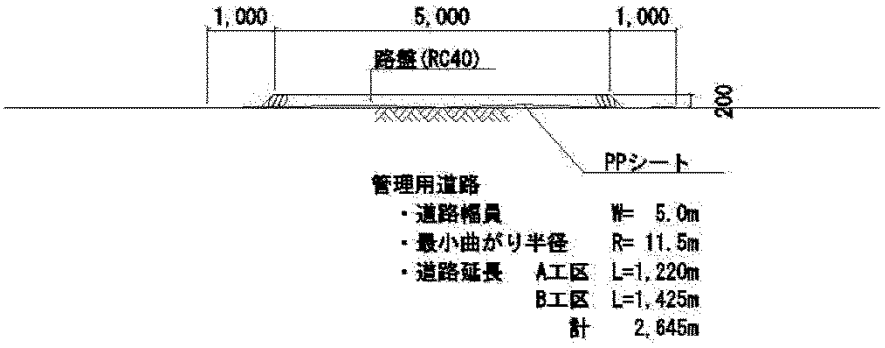

図 2.2-12　管理用道路標準断面図

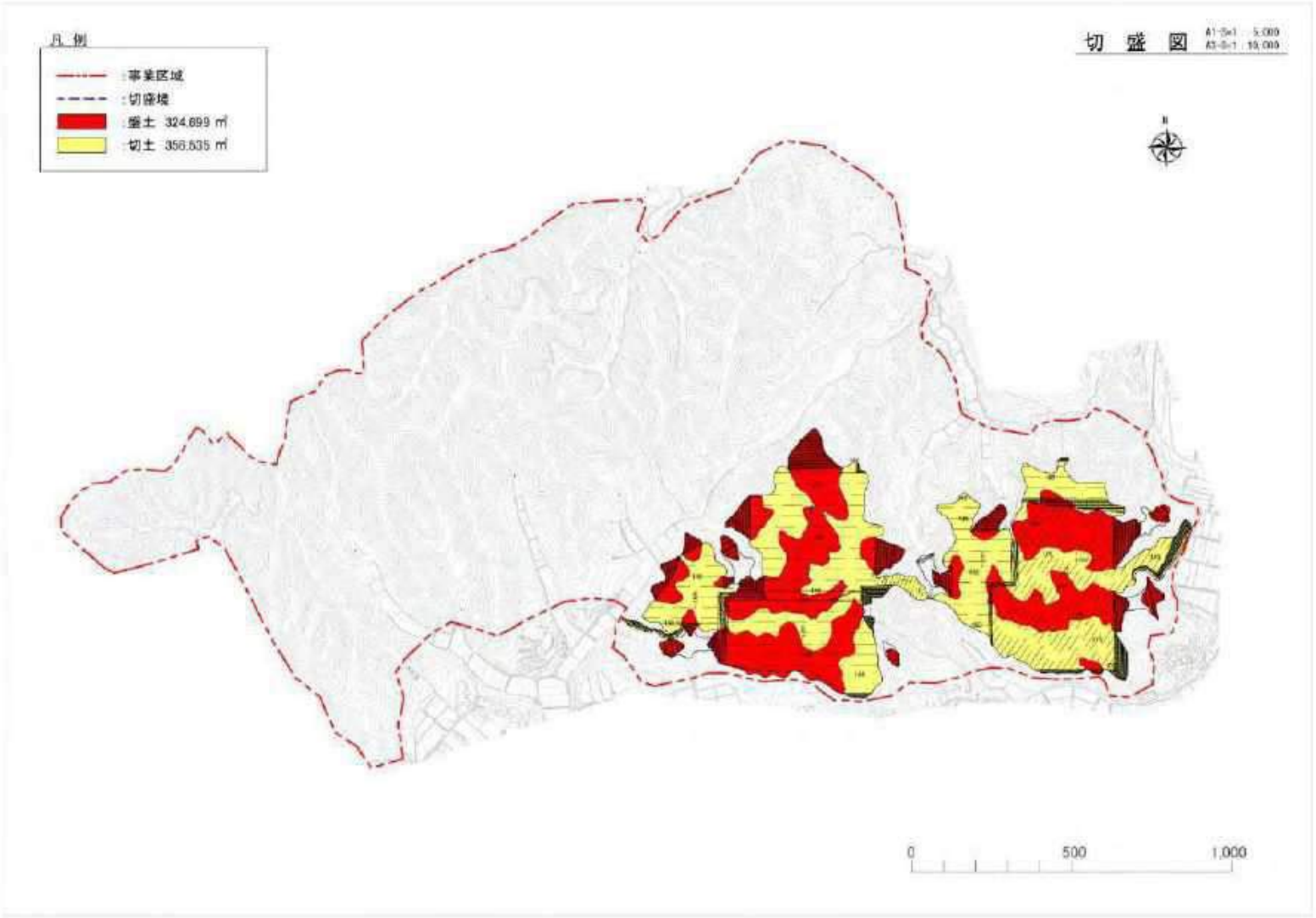
凡例
：事業区域
：切盛境
：盛土 324,699 ㎥
：切土 356,535 ㎥
切 盛 図
A1-S=1：5,000
A3-S=1：10,000
N
0
500
1,000

図 2.2-13　切盛図

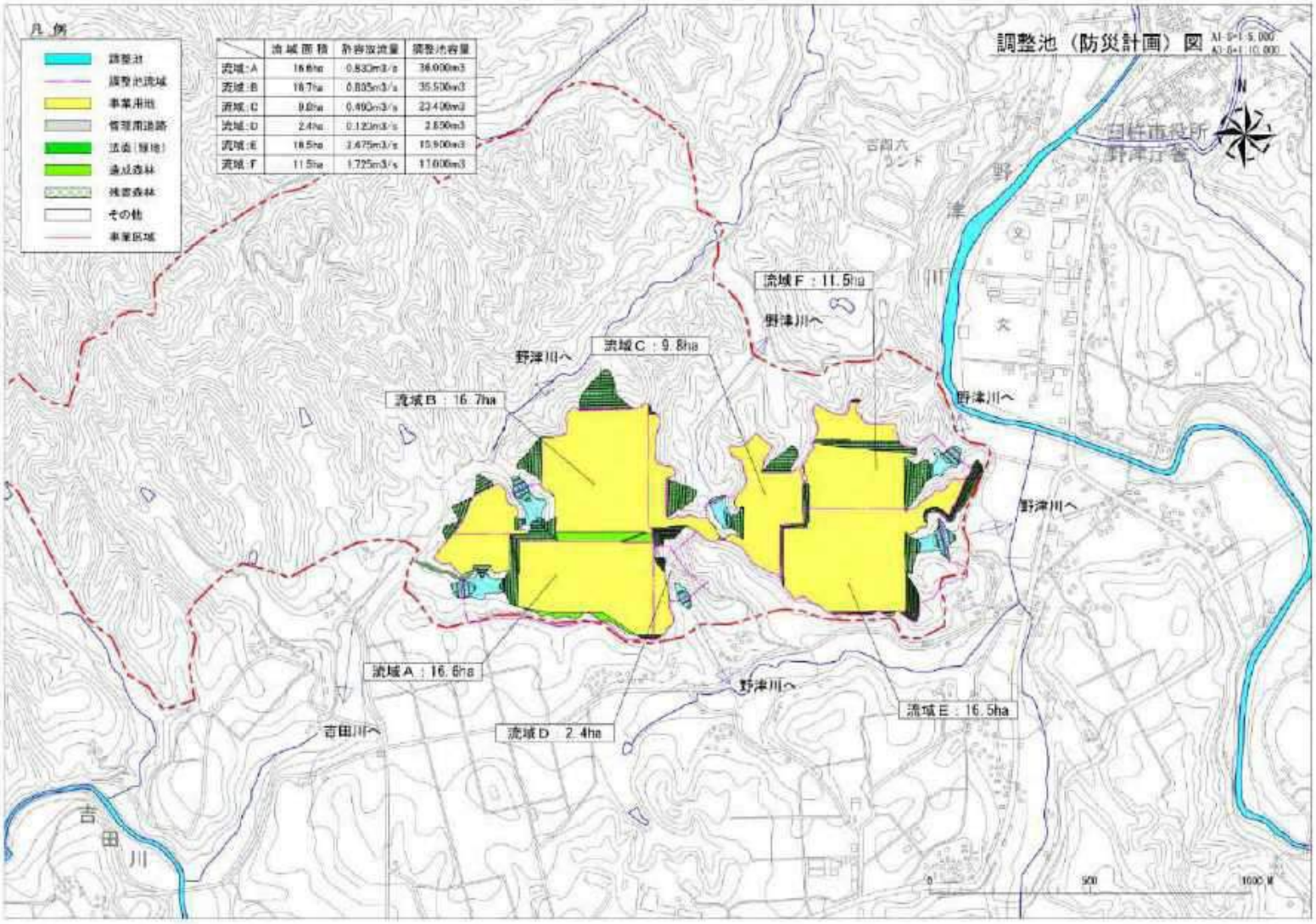

図 2.2-14　調整池(防災計画)図

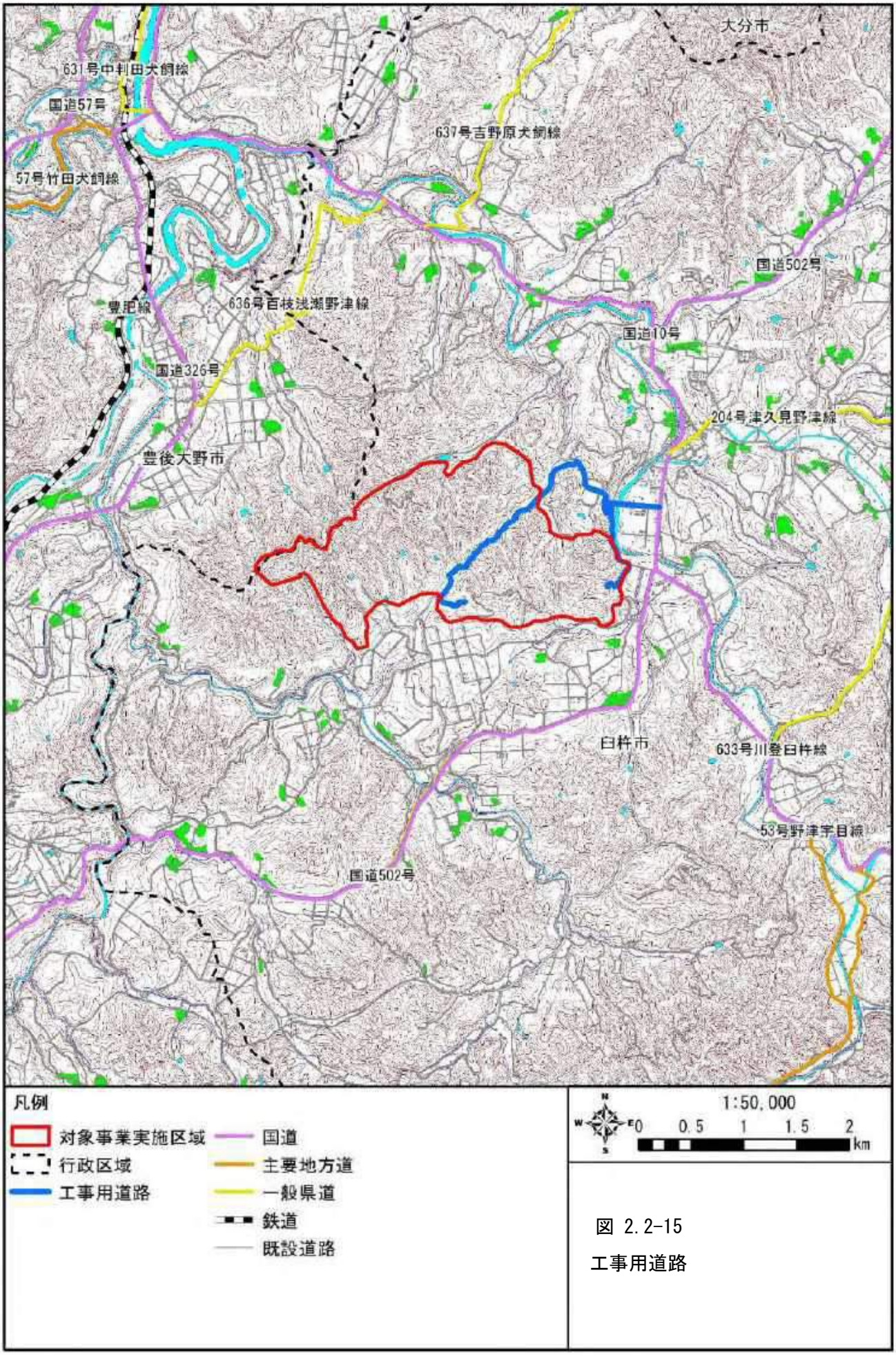
大分市
631号中判田犬飼線
国道57号
637号吉野原犬飼線
57号竹田犬飼線
国道502号
豊肥線
636号百枝渕瀬野津線
国道10号
国道326号
204号津久見野津線
豊後大野市
臼杵市
633号川登臼杵線
53号野津宇目線
国道502号
凡例
対象事業実施区域
行政区域
工事用道路
国道
主要地方道
一般県道
鉄道
既設道路
1:50,000
0 0.5 1 1.5 2 km

図 2.2-15

工事用道路

2.2.10. 緑化計画

緑化計画における緑化面積は表 2.2-5 に、緑化計画図は図 2.2-16 に示すとおりである。造成によって発生する法面については、緑化を行う計画である。

緑化計画として、地域生態系の保全に配慮した法面緑化工の施工として、造成時に仮置きした有機物や種子が多く含まれる表層土壌を用いて法面の緑化回復を図る。

また、造成森林については、現場調査で把握された在来種の先駆性樹木のネムノキやヌルデ、ハゼノキ等を優先的に採用し、改変区域内や事業対象実施区域内に生育する樹木を用いて、植栽を行う計画である。

表 2.2-5　緑化計画

項目	面積(ha)
法面(緑地)	9.5284
造成森林	1.3430
合計	10.8714
残地森林	279.9076

2.2.11. 廃棄物処理計画

供用時の太陽光パネルの破損による産業廃棄物の発生が考えられ、破損した太陽光パネルは、再資源化が可能なものについては出来る限りリサイクルし、再資源化が困難な廃棄物については、適正な処分方法により処理を行う計画である。

また、太陽光発電設備の利用が終了、もしくは事業を終了した際には、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、社会コストの低減に向けて、埋立による最終処分ではなくリサイクルを行う。処理にあたっては、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、分別を徹底した上で再資源化に努める計画である。

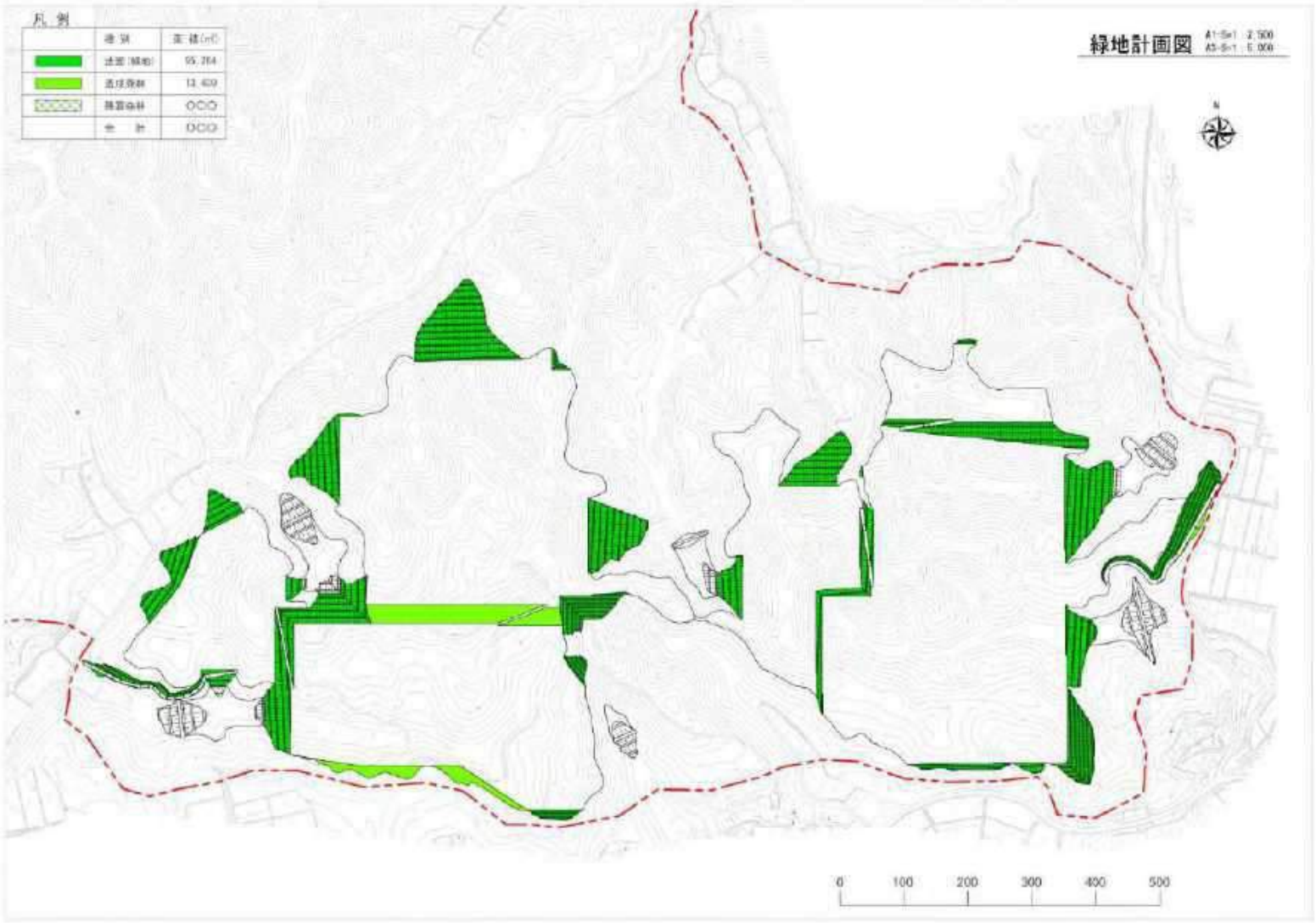

図 2.2-16　緑化計画図

2.2.12. 施工計画

(1) 工事計画の概要

工事にあたっては、先ず樹木伐採等の伐採工事を行い、続いて仮設沈砂池や調整池設置等の防災工事を行った後、管理道路建設工事、造成工事、施設建設工事を行う計画である。

今回工事においては、出来る限り現状の地形を利用して設備建設を行い、事業区域内での切土・盛土の発生を必要最小限に抑える。

また、工事に使用する重機・機械等は低排出ガス、低騒音・低振動型を採用することにより、周辺に対する大気質、騒音・振動等、環境保全に配慮する計画とする。

なお、工事関係車両の通行ルートは図 2.2-15 に示すとおり、国道 10 号より、事業実施区域の東側及び西側から出入りするルートを計画している。

(2) 工事工程の概要

工事開始から施設供用までの工事期間は約 3 年の計画であり、工程は表 2.2-6 に示すとおりである。

伐採工事や防災工事を含めた土木工事の期間は約 1 年を、太陽光パネル設置等の施設建設工事を造成工事後半から並行して約 1 年間行う計画である。

なお、工事の時間帯は原則として日曜日を除く 8：00～日没とする計画である。

表 2.2-6　工事工程(概略)

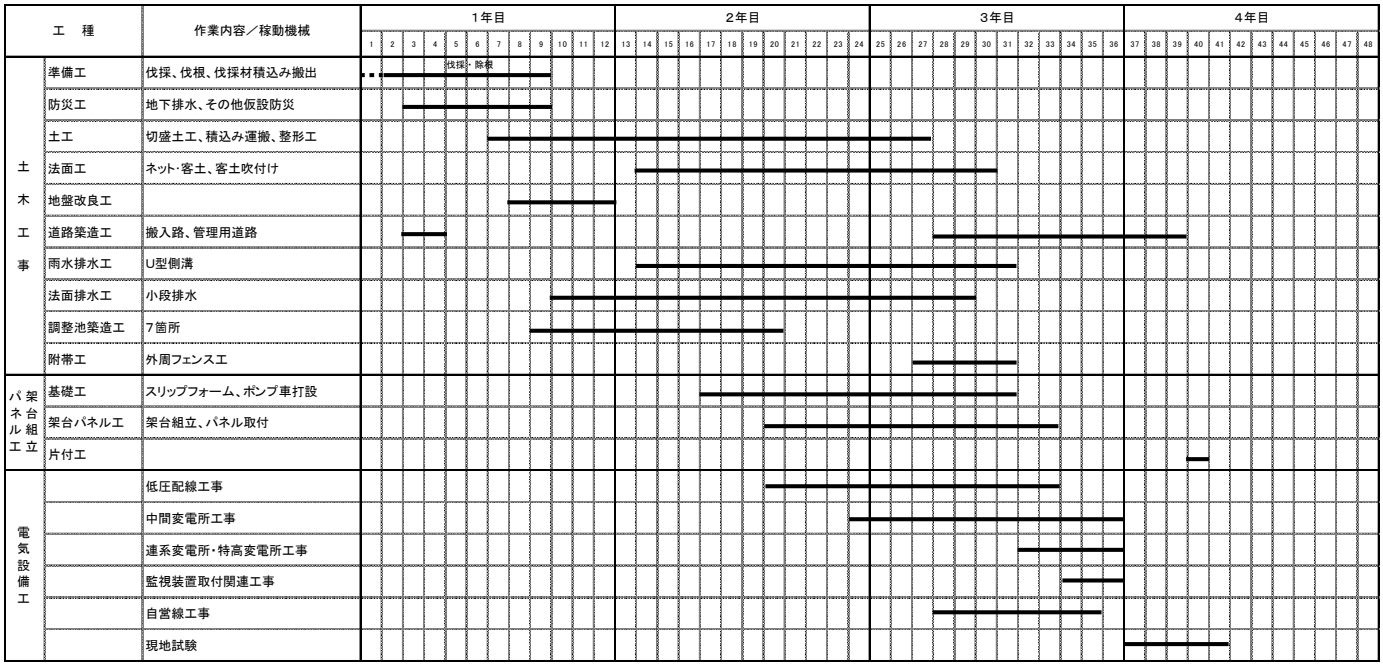

注)1.工事工程は現時点における想定であり、今後変更する可能性がある。

(3) 主な工事の概要

1) 伐採工事

伐採工事として、施業地内の樹木を段階的に伐採・伐根するとともに、伐採樹木の収集・運搬を行う。

伐採した樹木は、再利用可能な木材については薪材やパルプ材として売却する。

2) 防災工事

防災工事の主な内容は、調整池の設置、暗渠排水管の敷設、土砂流出防止工事等である。

調整池設営状況（例）

排水路設営状況（例）

3) 造成工事

造成工事の主な内容は、切土工、盛土工である。

切土工は、バックホウ等の重機を用いて掘削を行い、盛土工は運搬した土砂をブルドーザーで敷き、その後、タイヤローラー等による転圧を行う。

4) 法面工事

法面工事の主な内容は、切土、盛土法面整形、植生基材吹付工、種子散布工等である。

5) 施設建設工事

施設建設工事は、太陽光パネル用架台の設置、パネルの設置、変電所構成機器の設置、配線工事、フェンス設置等である。

(4) 工種と主な施工機械

工種毎の施工予定機械は表 2.2-7 に示すとおりである。

表 2.2-7　工種毎の施工予定機械

工　種		作業内容／稼動機械	
土木工事	伐採工	チェーンソー	－
		バックホウ	0.45m3
		バックホウ	0.6m3
		クローラーダンプ	6t
		伐採材搬出トラック	10t
	防災工	バックホウ	0.6m3
		ブルドーザー	20t
	土工・法面工	ブルドーザー	70t
		ブルドーザー	50t
		ブルドーザー	38t
		ブルドーザー	27t
		ブルドーザー	20t
		バックホウ	5.2m3
		バックホウ	3.0m3
		バックホウ	1.4m3
		バックホウ	0.8m3
		バックホウ	0.45m3
		重ダンプ	55t
		重ダンプ	36t
		油圧クローラードリル（発破穿孔）	－
	地盤改良工	バックホウ	0.8m3
		タイヤローラー	20t
	道路築造工	モータグレーダ	3.1m
		ロードローラー	12t
		タイヤローラー	20t
	雨水排水工 法面排水工	バックホウ	0.6m3
		バックホウ	0.45m3
		クローラークレーン	4.9t
		材料搬入トラック	10t
	調整池築造工	バックホウ	0.8m3
		ブルドーザー	20t
		油圧クローラードリル（発破穿孔）	－
		コンクリートポンプ車	－
		ラフタークレーン	25t
		ダンプトラック	10t
		生コン車	4.5m3
	フェンス工	クローラーダンプ	2t
		材料搬入トラック	10t
パネル組立架台工	基礎工	ヒューロン	TP880
		コンクリートポンプ車	－
		生コン車	4.5m3
	架台パネル工	クローラーダンプ	2t
		材料搬入トラック	10t
		材料搬入トラック	10t
電気工事	電気工事	バックホウ	0.1m3
		バックホウ	0.2m3
		バックホウ	0.4m3
		バックホウ	0.7m3
		ダンプトラック	2t
		ダンプトラック	4t
		ダンプトラック	10t

2.2.13. 環境保全対策

(1) 大気質

・低公害型の機械等の使用及び日常の整備点検の励行により、大気汚染物質の発生量を抑制するよう努める。また、工事車両については、可能な限りディーゼル微粒子除去装置の搭載された車両を使用する。
・工事用車両の走行に伴う大気汚染を軽減するため、車両の適切な運行管理により、工事用車両の集中化を避ける。
・工事用車両が周辺の道路で待機（路上駐車）することがないよう、工事区域内に速やかに入場させる。また、工事用車両等の不要な空ぶかしの防止に努め、待機時のアイドリングストップの遵守を指導徹底する。
・造成工事においては、事業区域内の切土、盛土の土量バランスを図り、残土の発生を抑制することで、ダンプトラックの走行台数を減らし、大気汚染の軽減を図る。
・工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り、建設機械等の稼働台数を削減し、大気汚染の軽減に努める。

(2) 騒音・振動

・機械、重機等については、可能な限り低騒音型、低振動型の機種を使用し、民家等へ近接する建設機械の稼働時間を制限する等により、周辺地域への騒音、振動等の影響の低減を図る。
・工事車両の走行に伴う騒音、振動を軽減するため、車両の適切な運行管理により、工事用車両の集中化を避ける。
・工事用車両が周辺の道路で待機（路上駐車）することがないよう、工事区域内に速やかに入場させる。また、工事用車両等の不要な空ふかしの防止に努め、待機時のアイドリングストップの遵守を指導徹底する。
・工事関係機械等は、常に点検、整備を行い、良好な状態で使用する。
・造成工事においては、事業区域内で切土、盛土の土量バランスを図り、残土の発生を抑制することで、ダンプトラックの走行台数を減らし、騒音、振動の軽減を図る。
・工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り、建設機械等の稼働台数を削減し、騒音、振動の軽減に努める。

(3) 水質

・工事にあたっては、先ず樹木伐採等の伐採工事、調整池設置等の防災工事を行った後、管理道路建設工事、造成工事、施設建設工事を行う計画であり、場外への土砂や濁水の流出防止に努める。
・工事区域内は可能な限りアスファルト等の舗装はせず、地下水環境の保全に努める。
・工事車両のタイヤに付着した泥土により周辺道路を汚さないよう、タイヤ洗浄等の徹底により、防止する。

(4) 光害

・太陽光パネルの斜度を 10° に設定、設置高を低く設定することで、場外への反射光の軽減に努める。

・太陽光パネルの南側には残置森林を確保することで、場外への反射光の軽減に努める。

(5) 動植物・生態系

・環境影響評価現況調査の実施により、当該地域において重要な動植物の生息及び生育が確認された場合には、本事業による環境影響を可能な限り低減方法を検討する。

・残置森林を確保することにより、可能な限り動植物の生息環境の保全に努める。

・緑化（植生管理）については、法面等を周辺景観に調和させると共に、土地改変により低下する生物の多様性を可能な限り回復させることを目的とし、積極的に緑化を図る。

・自然環境の分断を低減するために事業用地内に造成森林を配置する。

・樹木伐採は、必要最小限に留め、工事車両の走行による野生生物との交通事故を回避するため、走行速度の制限や工事関係者への注意喚起に努める。

(6) 廃棄物

・造成工事においては、事業区域内で切土、盛土の土量バランスを図り、残土の発生抑制に努める。

(7) 景観

・残置森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留め、周辺からの景観に配慮する。

残置森林の確保（例）

(1) その他

・工事期間中、車両の運行は、通学時間帯は極力避けることとする。
・工事期間中は巡回警備を行い、工事完了後は工事箇所周辺に立入禁止処置を行うことで、防犯安全管理に努める。
・残置森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留め、温室効果ガスの吸収源としての樹木の保全に努める。
・工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り、車両の搬入搬出や建設機械等の稼働を必要最小限に抑えることで、工事に伴う温室効果ガスの排出量低減に努める。
・設備のメンテナンスとして除草作業が必要となるが、除草剤を用いず手作業での除草を行うことで、下流域の水質保全に努める。

乗用草刈機での除草状況（例）

草刈機での除草状況（例）

3. 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況について、入手可能な既存資料により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲の概況は、本事業の実施に伴う影響が想定される範囲を考慮して、対象実施区域が位置する臼杵市及び豊後大野市を基本範囲とした。

なお、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

3.1. 社会的状況

3.1.1. 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

臼杵市、豊後大野市及び大分県の人口及び世帯数の状況は表 3.1-1 及び図 3.1-1 に示すとおりである。

平成 29 年度の人口及び世帯数は臼杵市が 37,731 人、14,838 世帯、豊後大野市が 35,389 人、14,402 世帯である。人口密度は臼杵市が 129.57 人/km^2、豊後大野市が 58.67 人/km^2 となっている。

平成 25 年からの推移では、両市とも人口及び世帯数は年々減少傾向である。

表 3.1-1　人口及び世帯数の状況

区分＼年		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	面積 (km2)
臼杵市	人口総数(人)	39,793	39,359	38,726	38,314	37,731	291.20
	世帯数(世帯)	15,375	15,447	15,370	15,095	14,838	
豊後大野市	人口総数(人)	37,890	37,357	36,759	36,077	35,389	603.14
	世帯数(世帯)	14,857	14,824	14,818	14,310	14,402	
大分県	人口総数(人)	1,178,775	1,171,702	1,164,703	1,159,634	1,151,853	6,340.73
	世帯数(世帯)	490,888	495,644	498,661	489,265	491,384	

注)1.人口総数及び世帯数は各年度 10 月 1 日現在の値を示す。
出典：「大分県の人口推計」（大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/site/toukei/index-cpe.html）
「平成 29 年全国都道府県市区町村別面積調(平成 29 年 10 月 1 日時点)」
(国土地理院ホームページ http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO201710-index.html)

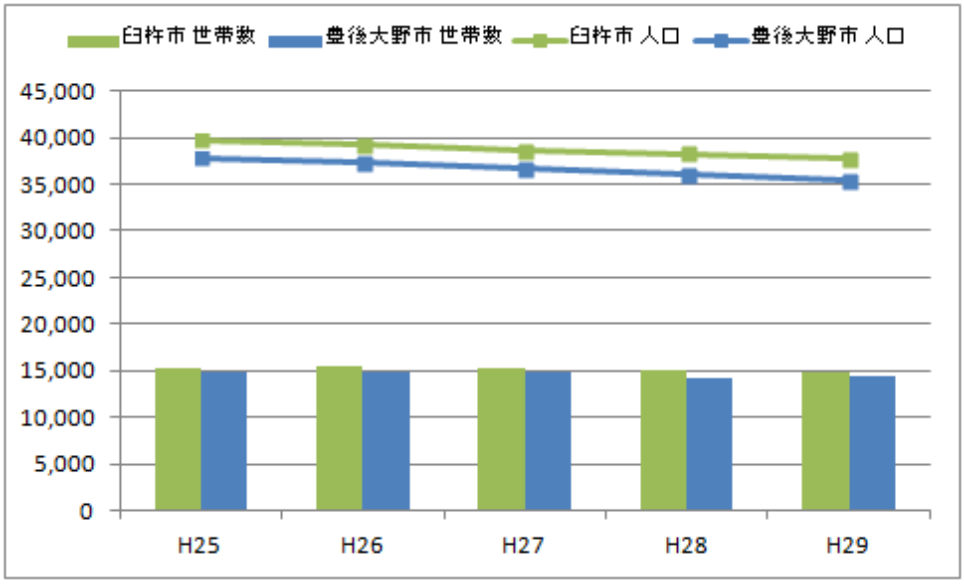

注)1.人口総数及び世帯数は各年度 10 月 1 日現在の値を示す。
出典：「大分県の人口推計」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/site/toukei/index-cpe.html)

図 3.1-1　人口世帯数の推移

(2) 産業の状況

1) 産業構造及び産業配置

臼杵市、豊後大野市及び大分県における、平成 27 年の産業別就業者数は表 3.1-2 及び図 3.1-2 に示すとおりである。臼杵市及び豊後大野市ともに第三次産業の比率が高くなっている。

産業（大分類）別では、臼杵市は「製造業」が最も高く、次いで「卸売業、小売業」及び「医療、福祉」の順であった。豊後大野市は「農業」が最も高く、次いで「医療、福祉」の順であった。

表 3.1-2　産業別就業者数(平成 27 年)

部門	大分類	臼杵市		豊後大野市		大分県	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
第 1 次産業	農業、林業	1,420	8	3,576	21	33,144	6
	漁業	209	1	－	－	3,331	1
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	107	1	8	0	693	0
	建設業	1,595	9	1,454	8	46,376	8
	製造業	3,236	18	1,706	10	74,846	14
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	65	0	57	0	2,613	0
	情報通信業	117	1	85	0	6,622	1
	運輸業、郵便業	917	5	521	3	22,678	4
	卸売業、小売業	2,626	15	2,082	12	82,577	15
	金融業、保険業	230	1	163	1	11,116	2
	不動産業、物品賃貸業	120	1	92	1	7,516	1
	学術研究、専門・技術サービス業	322	2	369	2	13,288	2
	宿泊業、飲食サービス業	793	5	642	4	32,424	6
	生活関連サービス業、娯楽業	587	3	517	3	18,777	3
	教育、学習支援業	685	4	717	4	24,137	4
	医療、福祉	2,657	15	3,015	18	83,380	15
	複合サービス事業	262	1	268	2	5,768	1
	サービス業(他に分類されないもの)	909	5	860	5	29,622	5
	公務(他に分類されるものを除く)	647	4	751	4	22,843	4
分類不能の産業		80	0	331	2	24,416	4
合計		17,584	100	17,214	100	54,6167	100

注)1.比率(%)については、小数点以下を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
出典：「平成 27 年国勢調査 就業状態等基本集計」
（総務省統計局ホームページ http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.html）

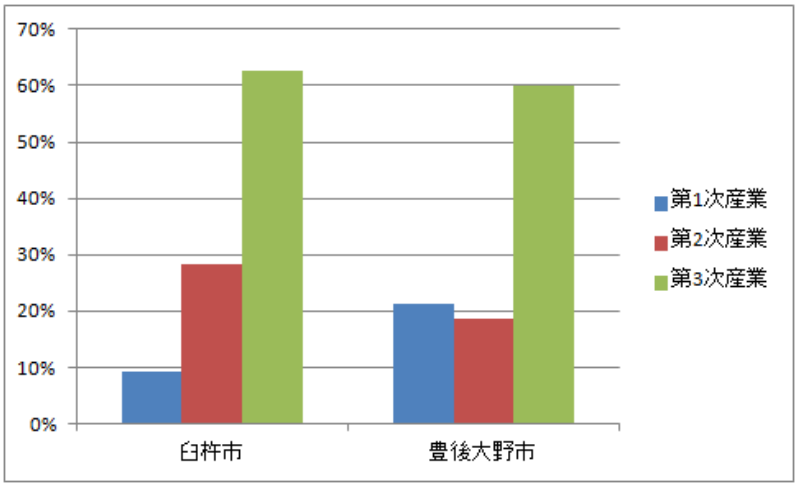

注)1. 比率(%)については、小数点以下を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
出典：「平成 27 年国勢調査 就業状態等基本集計」
(総務省統計局ホームページ http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.html)

図 3.1-2 産業別就業者数(平成 27 年)

2) 農業

臼杵市、豊後大野市及び大分県における、平成 27 年の農家数と耕作面積は表 3.1-3 に示すとおりである。

総農家数は豊後大野市が臼杵市の約 2 倍、耕作面積は約 2.9 倍となっている。

表 3.1-3 農家数と耕作面積(平成 27 年)

区分	農家数(戸)						耕地面積(ha)		
	総農家数	販売農家				自給的農家	総面積	販売農家面積	自給的農家面積
		総数	専業農家	兼業農家					
				第 1 種	第 2 種				
臼杵市	1, 856	1, 050	423	102	525	806	1, 298	1, 155	144
豊後大野市	3, 690	2, 547	1, 146	206	1, 195	1, 143	3, 767	3, 555	212
大分県	39, 475	24, 300	10, 089	2, 158	12, 053	15, 175	34, 100	31, 340	2, 760

出典：「2015 年農林業センサス報告書 第 1 巻 都道府県別統計書(大分県)」
(農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/dai1kan.html)

3) 林業

臼杵市、豊後大野市及び大分県における平成 27 年の所有形態別林野面積は表 3.1-4 に示すとおりである。

保有林野面積は臼杵市が 20,519ha、豊後大野市は 44,481ha であり、両市ともに民有林面積が多い。

表 3.1-4　所有形態別林野面積(平成 27 年)

(単位：ha)

区分		臼杵市	豊後大野市	大分県
合　計		20,519	44,481	454,180
国　有		1,631	7,091	50,421
民　有	小　計	18,888	37,390	403,759
	独立行政法人等	325	1,508	15,702
	公　有	1,917	2,912	37,162
	私　有	16,646	32,970	350,895

出典：「2015 年農林業センサス報告書 第 1 巻 都道府県別統計書(大分県)」
(農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/dai1kan.html)

4) 工業

臼杵市、豊後大野市及び大分県における、平成 26 年の工業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は表 3.1-5 に示すとおりである。

事業所数は、両市とも「食料品製造業」が最も多く、製造品出荷額等も「食料品製造業」の占める割合が高い。

表 3.1-5　工業の状況(平成 26 年度)

区分	産業分類	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
臼杵市	食料品製造業	22	986	2,682,120
	飲料・たばこ・飼料製造業	4	72	125,744
	繊維工業	2	15	X
	木材・木製品製造業（家具を除く）	2	22	X
	家具・装備品製造業	2	18	X
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	20	X
	印刷・同関連業	1	26	X
	化学工業	1	25	X
	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	1	13	X
	窯業・土石製品製造業	10	127	520,210
	金属製品製造業	4	118	84,857
	はん用機械器具製造業	2	63	X
	業務用機械器具製造業	1	169	X
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	452	X
	電気機械器具製造業	1	6	X
	輸送用機械器具製造業	20	649	2,122,878
	その他の製造業	1	5	X
	製造業計	76	2,786	7,251,184
豊後大野市	食料品製造業	9	226	651,179
	飲料・たばこ・飼料製造業	5	55	45776
	繊維工業	5	185	182,857
	木材・木製品製造業（家具を除く）	4	30	40,769
	家具・装備品製造業	3	87	184,116
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	19	X
	印刷・同関連業	1	7	X
	化学工業	1	277	X
	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	1	4	X
	窯業・土石製品製造業	5	148	476,949
	金属製品製造業	1	13	X
	はん用機械器具製造業	4	81	198,294
	業務用機械器具製造業	4	156	235,637
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	60	X
	電気機械器具製造業	2	108	X
	輸送用機械器具製造業	1	11	X
	その他の製造業	1	20	X
	製造業計	49	1,487	3,223,796
大分県	製造業計	1,535	65,115	455,894,685

注)1.表中の「X」は秘匿（公表できない）数値であることを示す。

出典：「工業統計調査 平成 26 年確報 市区町村編（平成 28 年 4 月 8 日公表・掲載)」(経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2/h26/kakuho/sichoson/index.html)

5) 商業

臼杵市、豊後大野市及び大分県における、平成 26 年の商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額等は表 3.1-6 に示すとおりである。

卸売業は両市とも「飲食料品卸売業」の事業所数及び従業員数が多く、小売業は両市とも事業所数は「その他の小売業」が、従業員数は「飲食料品小売業」が多くなっている。

表 3.1-6　商業の状況(平成 26 年度)

区分	業種	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）	売場面積（㎡）
臼杵市	卸売業計	69	389	14,650	
	各種商品卸売業	－	－	－	
	繊維・衣服等卸売業	1	8	X	
	飲食料品卸売業	24	183	6,638	
	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	17	81	5,158	
	機械器具卸売業	14	63	1,855	
	その他の卸売業	13	54	X	
	小売業計	339	1,990	36,467	54,698
	各種商品小売業	1	65	X	X
	織物・衣服・身の回り品小売業	24	89	978	4,756
	飲食料品小売業	127	951	17,741	19,280
	機械器具小売業	44	195	3,334	4,158
	その他の小売業	138	662	X	X
	無店舗小売業	5	28	501	－
	合計	408	2,379	51,116	
豊後大野市	卸売業計	47	301	9,416	
	各種商品卸売業	－	－	－	
	繊維・衣服等卸売業	－	－	－	
	飲食料品卸売業	20	103	4,032	
	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	16	158	3,714	
	機械器具卸売業	5	21	X	
	その他の卸売業	6	19	X	
	小売業計	359	1,801	34,075	49,244
	各種商品小売業	－	－	－	－
	織物・衣服・身の回り品小売業	24	86	710	4,105
	飲食料品小売業	121	820	12,073	22,538
	機械器具小売業	41	172	3,758	1,775
	その他の小売業	165	654	13,707	20,826
	無店舗小売業	8	69	3,826	－
	合計	406	2,102	43,491	
大分県	卸売業計	2,375	17,974	1,068,996	
	各種商品卸売業	12	80	3,114	
	繊維・衣服等卸売業	57	268	5,663	
	飲食料品卸売業	687	5,805	324,169	
	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	555	4,167	310,746	
	機械器具卸売業	574	4,188	233,558	
	その他の卸売業	490	3,466	191,746	
	小売業計	8,915	58,256	1,084,989	1,594,907
	各種商品小売業	34	3,255	89,293	213,125
	織物・衣服・身の回り品小売業	922	4,242	54,156	177,314
	飲食料品小売業	2,955	23,671	351,270	521,914
	機械器具小売業	1,169	6,737	184,844	
	その他の小売業	3,533	18,767	365,303	533,722
	無店舗小売業	302	1,584	40,123	－
	合計	11,290	76,230	2,153,984	

注)1.表中の「X」は秘匿（公表できない）数値であることを示す。
出典：「商業統計 平成 26 年商業統計確報　第 3 巻 産業編(市区町村表)(平成 27 年 12 月 25 日公表)」
(経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2/h26/index-kakuho.html)

3.1.2. 土地利用の状況

(1) 土地利用

臼杵市、豊後大野市及び大分県における、平成 28 年の土地利用状況は表 3.1-7 に示すとおりである。

種目別面積のうち、山林面積は臼杵市が約 66%、豊後大野市が約 70%と市域全体の半分以上を占めており、対象事業実施区域及びその周囲においても山林が広がっている。

表 3.1-7　土地利用の種目別面積の状況(平成 28 年)

区分		総数[注1]	耕地[注2]		林野[注3]			宅地[注4]	その他
				うち田	山林	竹林	原野		
臼杵市	面積(ha)	29120	2430	1210	19232.26	613.9	799.51	741	4093.33
	構成比(%)	100.00	8.34	4.16	66.04	2.11	2.75	2.54	14.06
豊後大野市	面積(ha)	60314	6190	4150	42169.73	1232.64	1256.5	1082	4233.13
	構成比(%)	100.00	10.26	6.88	69.92	2.04	2.08	1.79	7.02
大分県	面積(ha)	634074	56100	40000	413985.81	13980.72	20277.29	21581	68149.18
	構成比(%)	100.00	8.85	6.31	65.29	2.20	3.20	3.40	10.75

注)1.国土交通省国土地理院ホームページ「全国都道府県市区町村別面積調」　平成 28 年 10 月 1 日現在の面積
2.九州農政局統計部「九州農林水産統計年報（農林業編）」平成 28 年 7 月 15 日現在
(端数処理(四捨五入）のため、市町村合算値と合計は必ずしも一致しない。)
3.県林務管理課　平成 28 年 3 月 31 日
4.県市町村振興課「土地に関する概要調書」平成 28 年 1 月 1 日現在
5.構成比(%)については、小数点以下を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
出典：「平成 29 年度版 大分県統計年鑑」
(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/site/toukei/h29soumokuji.html)

(2) 土地利用計画

1) 都市計画法

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域の指定はない。

2) 国土利用計画法

対象事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号)第 9 条に基づく「土地利用基本計画」の地域の指定状況は、図 3.1-3～図 3.1-5 に示すとおりである。

また、臼杵市、豊後大野市の都市計画区域を表 3.1-8 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、自然公園地域及び自然保全地域の指定はない。

表 3.1-8　都市計画区域の状況

区分	最終都市計画区域 指定年月日	区域	都市計画 区域面積（ha）
臼杵市	2014 年 1 月 1 日	【大字の全てが都市計画区域】 板知屋、臼杵、二王座 戸室、市浜、江無田、大浜 中津浦、諏訪、井村、大野 【大字の一部が都市計画区域】 海添、福良、野田、望月 深田、左津留、中尾、掻懐 武山、家野、前田、末広 稲田、藤河内、田井、下ノ江 【大字の全てが都市計画区域外】 佐志生、岳谷、田尻、久木小野 吉小野、中臼杵、高山、大泊 風成、深江、乙見、東神野 旧野津町全域	4,822 ha
豊後大野市	2014 年 12 月 18 日	【豊後大野市では三重町の一部に都市計画区域（非線引き区域）を設定】 三重町菅生、市場、赤嶺の全部 三重町玉田、秋葉、内田、本城 上田原、井迫、小坂、芦刈、川辺 西泉、松尾、百枝の一部	2,235 ha

出典：「臼杵市都市計画区域」（臼杵市ホームページ http://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014020400908/）
「都市計画について」（豊後大野市ホームページ http://www.bungo-ohno.jp/docs/2014121700037/）

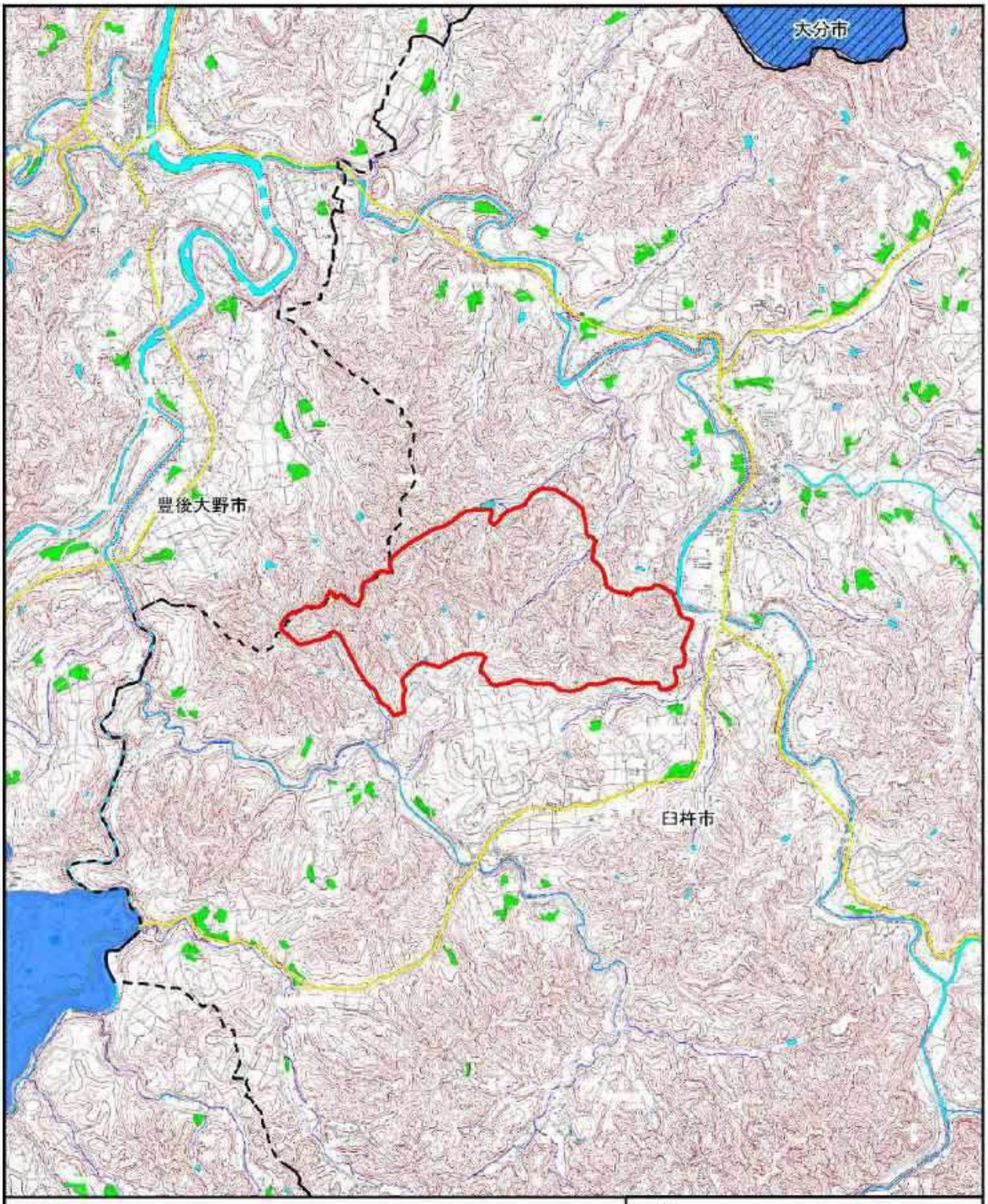

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区域
- 都市地域
- 市街化調整区域

1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

出典：「国土数値情報都市地域(平成 23 年)」(国土交通省ホームページ
http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html)

図 3.1-3
国土利用計画法に基づく
土地利用の指定状況（都市地域）

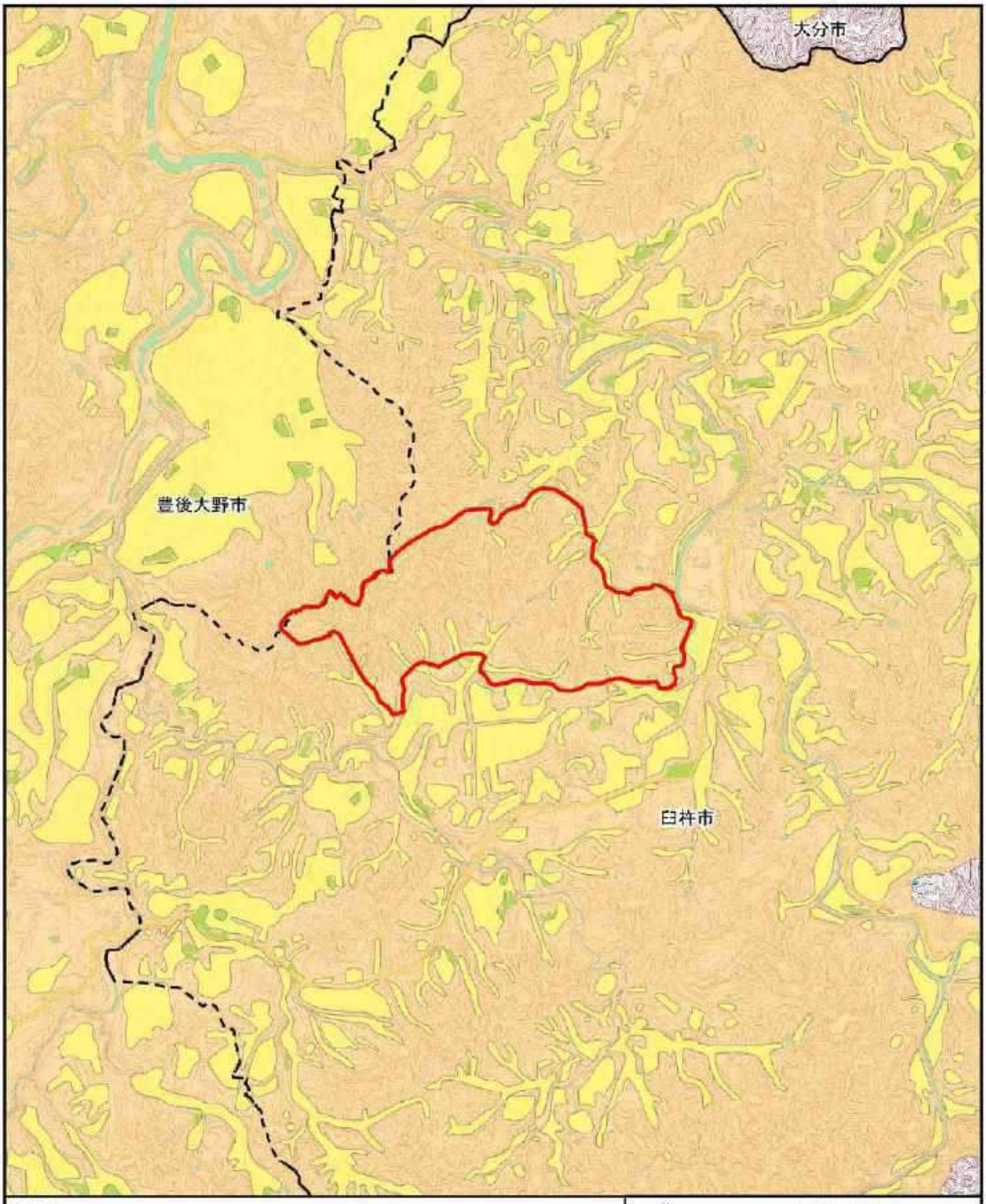

出典：「国土数値情報農業地域(平成 27 年)」

（国土交通省ホームページ　http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html）

図 3.1-4

国土利用計画法に基づく

土地利用の指定状況（農業地域）

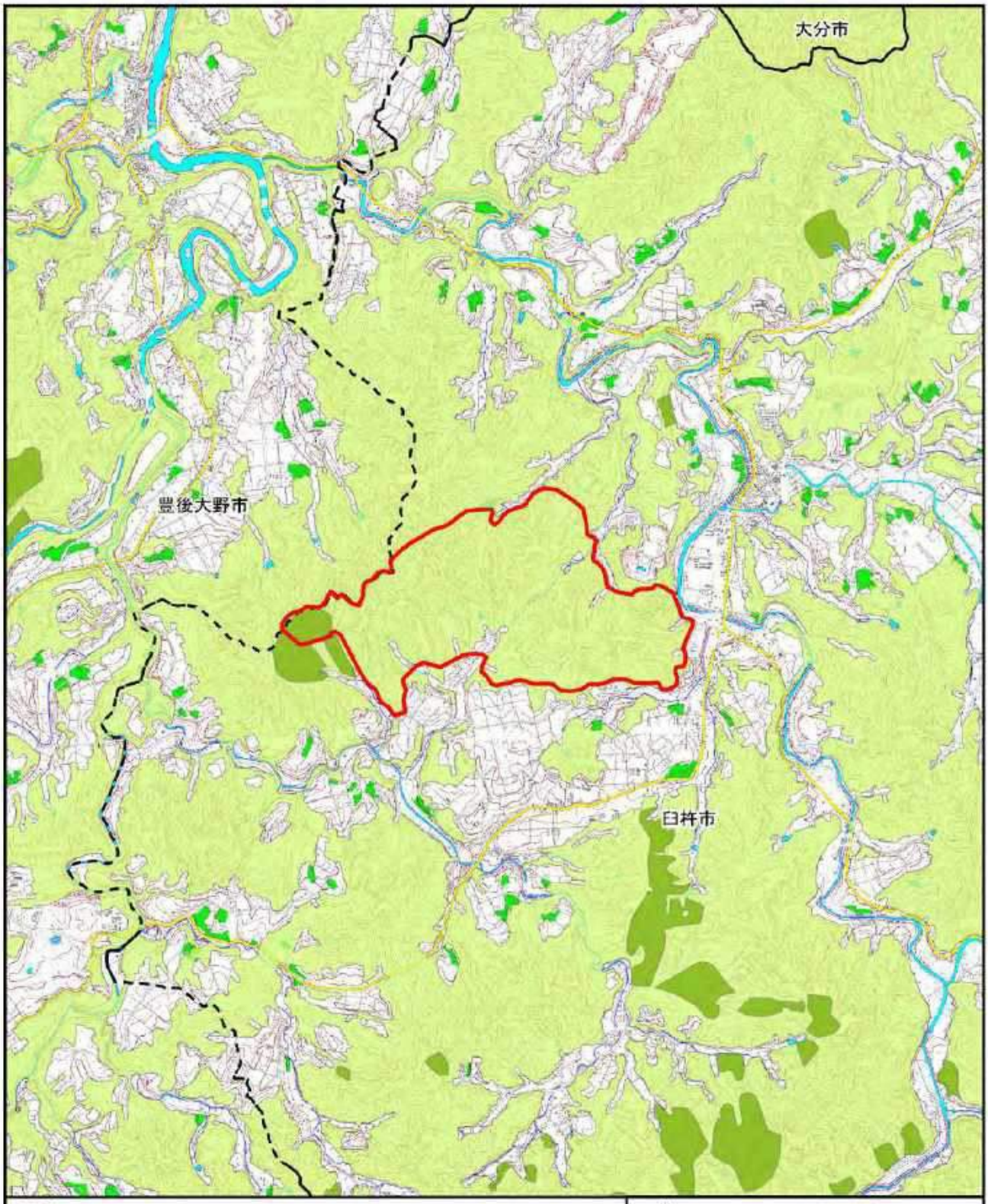

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区域
- 保安林
- 森林地域

1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

出典：「国土数値情報森林地域(平成 27 年)」

（国土交通省ホームページ　http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html）

図 3.1-5

国土利用計画法に基づく

土地利用の指定状況（森林地域）

3.1.3. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況

1) 河川及び湖沼の利用状況

臼杵市、豊後大野市の給水人口及び普及率を表 3.1-9 に、上水道、簡易水道及び専用水道の利水状況を表 3.1-10 に示す。

水道普及率は臼杵市で 99.8%、豊後大野市は 71.0%であった。臼杵市は大分県内で 2 位の普及率であり、大分県平均（91.4%）及び全国平均(97.9%)を上回っているが、豊後大野市は県内 13 位で平均値を下回る普及率である。

表 3.1-9　上水道普及率（平成 28 年 3 月 31 日現在）

区分	行政区域人口	計		上水道		簡易水道(公営)		簡易水道(組合営)		専用水道		普及率(%)
		施設数	現在給水人口	施設数	現在給水人口	施設数	現在給水人口	施設数	現在給水人口	施設数	現在給水人口	
臼杵市	38,533	9	46,516	1	36,461	6	1,872	1	127	1	－	99.8
豊後大野市	36,277	17	29,911	1	13,146	6	11,009	2	279	8	1,325	71

出典:「平成 27 年度大分県の水道」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/water2.html)

表 3.1-10　利水状況 上水道（平成 28 年 3 月 31 日現在）

区分	地表水（m3/日）		地下水（m3/日）				合計(m3/日)
	ダム	表流水	湧水	浅井戸	深井戸	伏流水	
臼杵市	0	2,126	0	9,426	9,350	0	20,902
豊後大野市	0	5,686	0	0	0	0	5,686

出典:「平成 27 年度大分県の水道」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/water2.html)

対象事業実施区域及びその周囲を流れる河川には、内水面漁業権が設定しており、設定状況は表 3.1-11 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺河川として大野川水系野津川があり、大野川水系においては「大分市大字鶴崎字竹藤住友化学大分工場高田(堂園)揚水場上流の区域」で、大野川漁業協同組合が免許を受けている。

表 3.1-11　内水面共同漁業漁業権の設定状況

免許番号	漁業権者	漁業の種類	漁業の名称
内共第 3 号	大野川漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ、こい、うなぎ、ふな、はえ（おいかわ）、えのは（あまご）、わかさぎ、すっぽん、もくずがに（つがに）漁業

出典：「大野川漁業協同組合内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則」
(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/16350/09.html)

2) 地下水の利用状況

臼杵市では表 3.1-10 に示すとおり、地下水を上水道に利用している。

なお、豊後大野市では、「豊後大野市水道水源保護条例」が平成 19 年 12 月 25 日条例第 48 号により施行している。この条例は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、市の水道に係る水質の汚濁を防止し、安全で良質な水を確保するため、その水源を保護するとともに、市民がきれいな水を享受する権利を守り、もって市民の生命及び健康を守ることを目的としている。

3.1.4. 交通の状況

(1) 道路

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.1-6 に示すとおりである。

また、平成 27 年度道路交通センサスによる交通量の状況は表 3.1-12、観測地点は図 3.1-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域へのアクセス道路となる一般国道 10 号の交通量は 12 時間観測で 8,863 台、24 時間観測で 11,502 台、一般国道 502 号の交通量は 12 時間観測で 3,419 台、24 時間観測で 4,126 台となっている。

対象事業実施区域及びその周囲において最も交通量が多かったのは一般国道 57 号で、交通量は 12 時間観測で 11,149 台、24 時間観測で 14,048 台となっている。

表 3.1-12　一般交通量調査の状況(平成 27 年度)

No.	路線名	基本区間番号	調査単位区間番号	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量(単位：台)	
						12 時間	24 時間
1	一般国道 10 号	44300100560	10250	一般国道 57 号	大分市・豊後大野市境	8863	11502
2		44300100570	10250	大分市・豊後大野市境	一般国道 326 号	8863	11502
3		44300100580	10260	一般国道 326 号	豊後大野市・臼杵市境	6570	8576
4		44300100590	10260	豊後大野市・臼杵市境	百枝浅瀬野津線	6570	8576
5		44300100600	10260	百枝浅瀬野津線	吉野原犬飼線	6570	8576
6		44300100610	10260	吉野原犬飼線	一般国道 502 号	6570	8576
7	一般国道 57 号	44300570010	10400	一般国道 10 号	大分市・豊後大野市境	11149	14048
8		44300570020	10400	大分市・豊後大野市境	一般国道 57 号	11149	14048
9		44300570030	10400	一般国道 57 号	一般国道 57 号	11149	14048
10		44300570040	10400	一般国道 57 号	一般国道 326 号	11149	14048
11	一般国道 326 号	44303260120	11390	百枝浅瀬野津線	一般国道 57 号	7664	9580
12		44303260130	11400	一般国道 57 号	一般国道 10 号	5875	7285
13	一般国道 502 号	44305020060	11900	一般国道 10 号	臼杵市・豊後大野市境	3419	4126
14		44305020070	11900	臼杵市・豊後大野市境	一般国道 326 号	3419	4126
15	野津宇目線	44400530010	41425	野津宇目線	臼杵市・佐伯市境	630	756
16		44400530020	41425	臼杵市・佐伯市境	三重弥生線	630	756
17		44400530005	41425	一般国道 10 号	野津宇目線	630	756
18	津久見野津線	44602040040	60290	川登臼杵線	一般国道 10 号	2626	3256
19	中判田犬飼線	44606310050	61710	大分市・豊後大野市境	一般国道 10 号	390	476

注)1.表中の調査単位区間番号は、図 3.2-4 に対応している。
出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 集計表」
(国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/　平成 30 年 6 月閲覧)

(2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道の状況は、図 3.1-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲において、JR 豊肥本線が通過している。

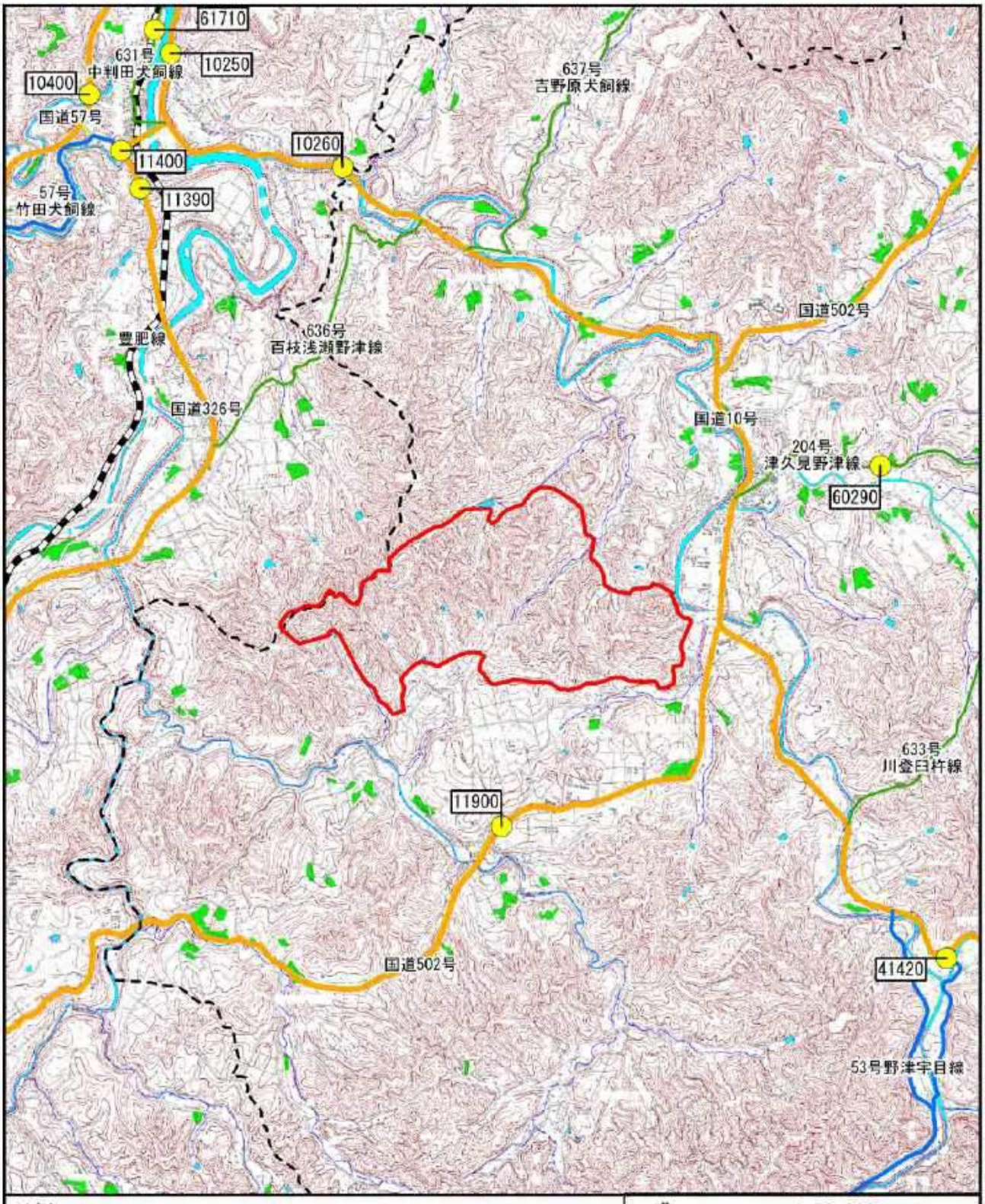

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区域
- 交通量観測地点
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 鉄道

1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

出典：「国土数値情報 鉄道(平成 28 年)」(国土交通省ホームページ
http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html)

図 3.1-6
主要な交通の状況

3.1.5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下、「配慮が特に必要な施設」という)の状況は、表 3.1-13、表 3.1-14、図 3.1-7 及び図 3.1-8 に示すとおりである。

表 3.1-13　配慮が特に必要な施設(学校・幼稚園・図書館等)

No.	区分	分類	施設名	所在地
1	小学校	市立	野津小学校	臼杵市野津町大字山頭 3100 番地
2			南野津小学校	臼杵市野津町大字西畑 600 番地
3			犬飼小学校	豊後大野市犬飼町久原 711 番地
4	中学校	市立	野津中学校	臼杵市野津町大字野津市 666 番地
5			犬飼中学校	豊後大野市犬飼町久原 900 番地
6	幼稚園	公立	野津幼稚園	臼杵市野津町大字山頭 3100
7			通山幼稚園	豊後大野市犬飼町柚野木 1732-1
8		私立	犬飼幼稚園	豊後大野市犬飼町犬飼 8-3
9	図書館	市立	臼杵図書館野津分館	臼杵市野津町大字野津市 184 番地

出典：
「市町村立小中学校ホームページ（大分市・臼杵市・津久見市・由布市)」(大分県教育委員会ホームページ https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/15286　平成 30 年 6 月閲覧)
「市町村立小中学校ホームページ（竹田市・豊後大野市)」(大分県教育委員会ホームページ http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/2000154.html　平成 30 年 6 月閲覧)
「平成 30 年度学校案内（県立高等学校・特別支援学校高等部)」(大分県教育委員会ホームページ http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/h30schoolguide.html　平成 30 年 6 月閲覧)
「大分県私立学校名簿」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13255/sigakumeibo.html　平成 30 年 6 月閲覧)
「子育て支援関連施設 保育所・幼稚園・認定こども園」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/12470/kosodatesisetu.html　平成 30 年 6 月閲覧)
「臼杵市立臼杵図書館」(臼杵市ホームページ http://www.city.usuki.oita.jp/categories/bunya/kyouiku/tosyokan/　平成 30 年 6 月閲覧)
「国土数値情報 学校(平成 25 年)」(国土交通省ホームページ http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html)

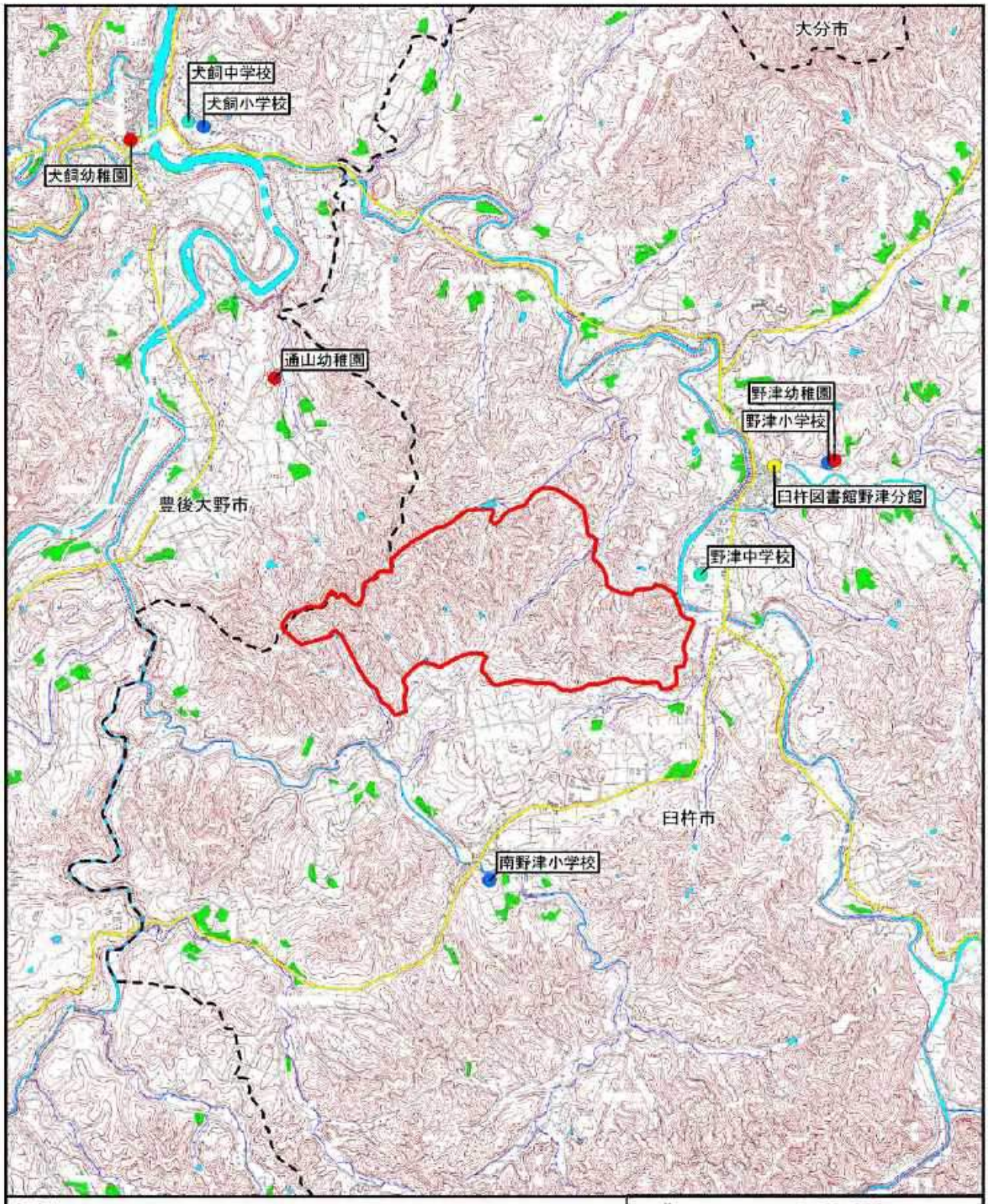

出典：表 3.1-13 に示す。

図 3.1-7

配慮が特に必要な施設

（学校・幼稚園・図書館等）

表 3.1-14　配慮が特に必要な施設(医療機関・福祉施設等)

No.	区分		施設名	所在地
1	医療機関	病院	恵の聖母の家	臼杵市野津町大字都原 3601-2
2		一般診療所	岩田医院	臼杵市野津町大字野津市 156 番地
3			岩田リハビリクリニック	臼杵市野津町大字亀甲 752 番地
4			特別養護老人ホーム栄寿荘診療所	臼杵市野津町大字落谷 530 番地
5			野津第一内科医院	臼杵市野津町大字野津市 510 番地
6			いぬかい児玉医院	豊後大野市犬飼町田原 1105-1-1
7			宇野医院	豊後大野市犬飼町犬飼 80 番地 2
8		歯科診療所	芦刈歯科クリニック	臼杵市野津町大字野津市 464
9			岩田歯科クリニック	臼杵市野津町大字野津市 271 番地
10			杉山歯科医院	臼杵市野津町大字野津市 259 の 2 番地
11			杉山歯科医院	豊後大野市犬飼町田原 210 番地 1
12			武藤歯科医院	豊後大野市犬飼町上本町 22
13			陽だまり歯科医院	臼杵市野津町大字野津市北町 97 の 2
14	福祉施設	有料老人ホーム	有料老人ホームケンコー	豊後大野市犬飼町田原 77 番地 7
15			住宅型有料老人ホームだん・だん	臼杵市野津町亀甲 3744 番地の 1
16			住宅型有料老人ホームゆりかご	豊後大野市三重町菅生 921-1
17			いぬかい偕生園別館	豊後大野市犬飼町田原 2307 番地 1
18		障害者支援施設	潔き聖母の家	臼杵市野津町大字都原 3590 の 1
19			障害者支援施設めぶき園	豊後大野市犬飼町下津尾字千把ヶ原 4355 番地 10
20		地域活動支援センター	地域活動支援センター優和	臼杵市野津町大字都原 3590-1
21		その他の児童館	豊後大野市犬飼ふれあい児童館	豊後大野市犬飼町下津尾 3883-1
22		障害児入所施設(医療型)	恵の聖母の家	臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3601-2
23		児童発達支援センター(福祉型)	児童発達支援センターめぐみ	臼杵市野津町都原 3601-2
24			こども発達・子育て支援センターなかよしひろば	豊後大野市犬飼町田原 1414 番地 1
25		保育所	野津北保育園	臼杵市野津町宮原 3950-1
26			野津南保育園	臼杵市野津町野津市字津留 563-1
27			恵の聖母の家	臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3601-2
28		認定こども園	いぬかいこども園	豊後大野市犬飼町田原 1419 番地

出典：
「おおいた医療情報ほっとネット」(おおいた医療情報ほっとネットホームページ
http://iryo-joho.pref.oita.jp/　平成 30 年 6 月閲覧)
「国土数値情報 医療機関(平成 26 年)」(国土交通省ホームページ http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html)
「子育て支援関連施設 保育所・幼稚園・認定こども園」(大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/12470/kosodatesisetu.html　平成 30 年 6 月閲覧)
「社会福祉施設等の一覧（平成 29 年 10 月 1 日現在）」(大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/syakaifukushishisetsu.html　平成 30 年 6 月閲覧)
「国土数値情報 福祉施設(平成 27 年)」(国土交通省ホームページ http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html)

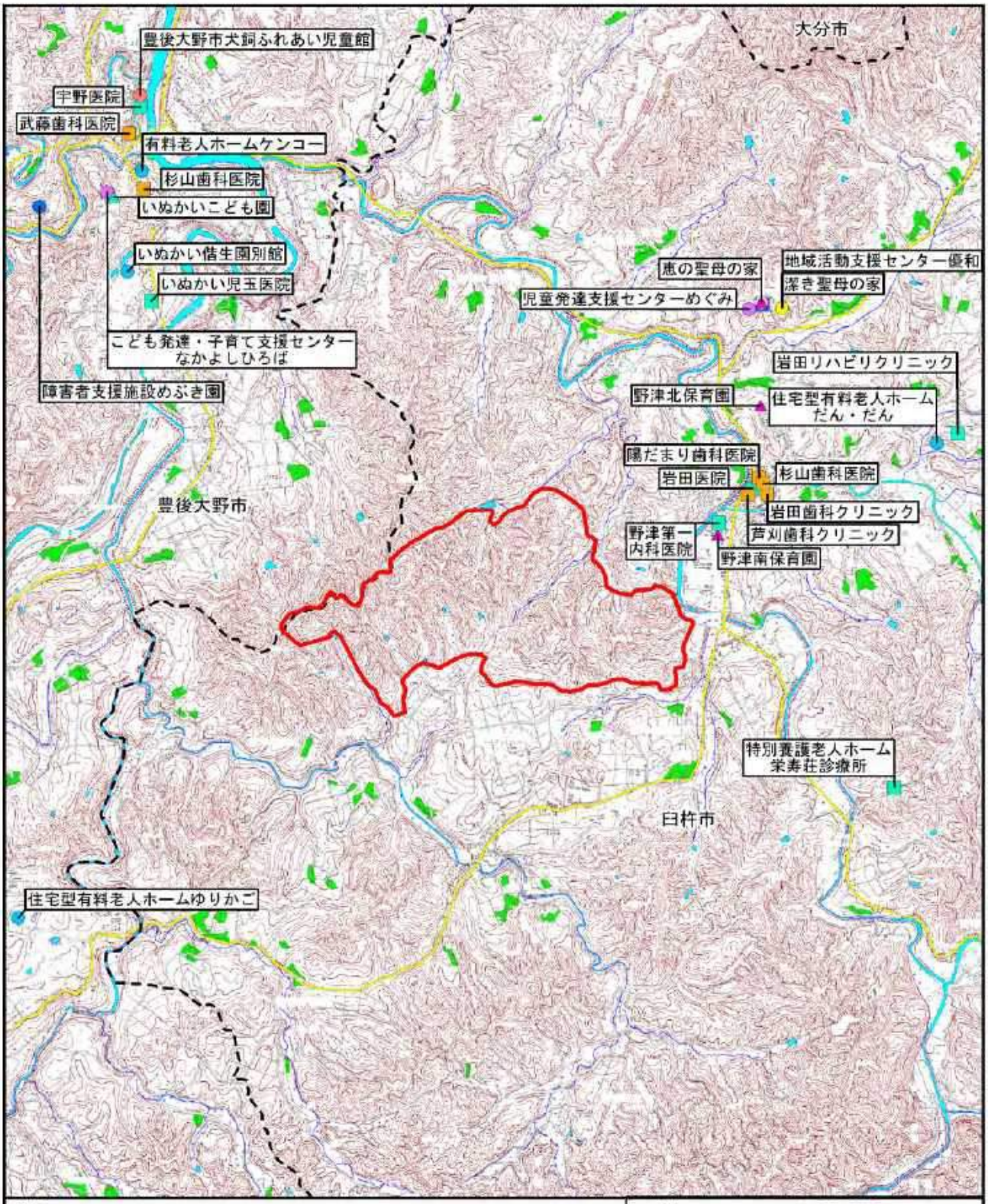

出典：表 3.1-14 に示す。

図 3.1-8
配慮が特に必要な施設
（医療機関・福祉施設等）

3.1.6. 下水道の整備状況

(1) 下水道の普及状況

1) 下水道等普及率

臼杵市、豊後大野市における汚水処理人口普及率は表 3.1-15 に示すとおりである。

臼杵市の下水道等普及率は 65.6%、豊後大野市は 58.5%である。

表 3.1-15　汚水処理人口普及率（平成 28 年度末）

区分	住民基本台帳人口 H28.3.31 現在（人）	汚水処理人口（人）	汚水処理人口普及率合計（%）	普及率（%）		
				下水道	農業集落排水等	浄化槽
臼杵市	39,737	26,074	65.6	47.1	3.9	14.7
豊後大野市	37,215	21,755	58.5	3.2	8.5	46.7
大分県	1,171,203	877,613	74.9	50.0	3.0	21.9

出典：「大分県平成 28 年度汚水処理人口普及状況総括表」
（大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/18800/28osuisyori.html）

3.1.7. 地域の環境への負荷に関する状況

(1) 公害苦情の状況

平成 27 年度に県及び市町村が新たに受理した公害に関する苦情件数は 917 件で、前年度に比べ 24 件増加した。

苦情の原因は、大気汚染 112 件 (12.2%)、水質汚濁 72 件 (7.9%)、土壌汚染 0 件 (0%)、騒音 136 件 (14.8%)、振動 3 件 (0.3%)、地盤沈下 0 件 (0%)、悪臭 181 件 (19.7%) 等の典型 7 公害に含まれるものが 504 件 (55.0%)、それ以外のものが 413 件 (45.0%) であった。

平成 26 年度と比較すると、土壌汚染、地盤沈下の件数は同数、大気汚染 (-64 件)、水質汚濁 (-10 件)、騒音 (-12 件)、振動 (-2 件)、悪臭 (-2 件) は減少した。また、廃棄物の不法投棄等典型 7 公害以外 (+114 件) の苦情件数は増加した。

公害苦情の種類別新規件数の年度毎推移及び平成 27 年度の公害苦情の内訳を図 3.1-9 及び図 3.1-10 に示す。

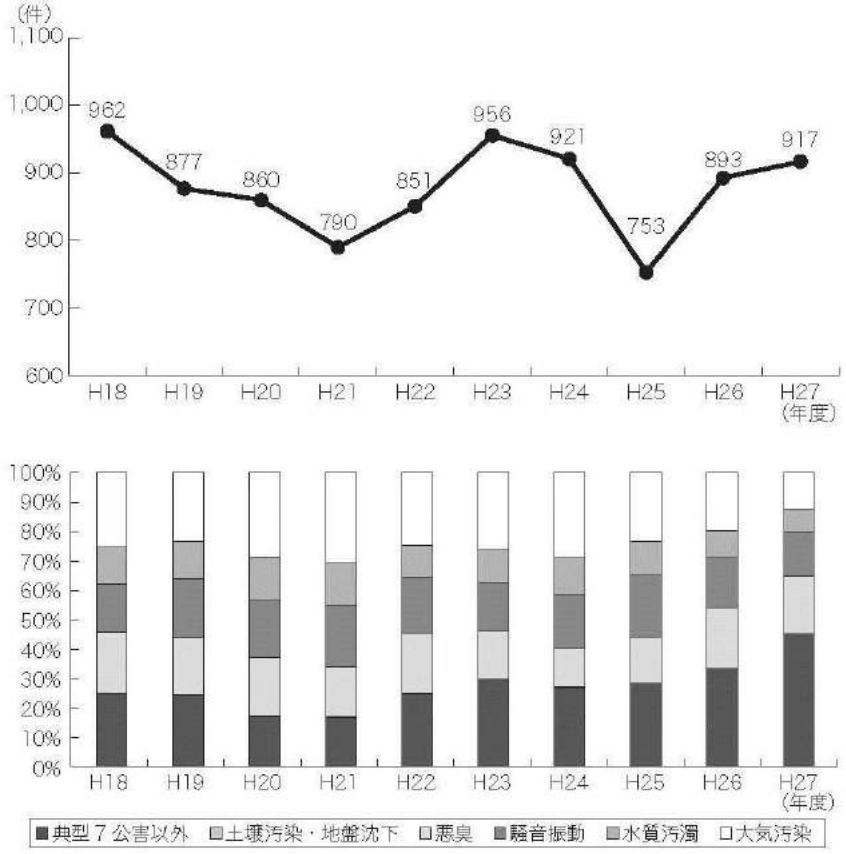

図 3.1-9　公害苦情件数の推移

図 3.1-10　公害苦情件数の内訳

出典：「平成 28 年版環境白書 (大分県)」(平成 29 年 3 月)

(2) 廃棄物等

大分県では廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条で定める「廃棄物」の排出抑制、再使用、再生利用及びその適正利用の確保を目的に平成 23 年 3 月に「第 3 次大分県廃棄物処理計画」が策定された。その後、平成 28 年 3 月に第 3 次計画が改定され、平成 28 年度から平成 32 年度を計画期間とする「第 4 次大分県廃棄物処理計画」が策定している。

この計画では、廃棄物の減量化等の目標を定め、目標達成のための施策等が盛り込まれているほか、「産業廃棄物処理施設の整備方針」が定められ、処理施設の適正な整備を図ることとしている。また、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の確保が図られている。

第 3 次処理計画（平成 23 年度から平成 27 年度）では、一般廃棄物の排出量は減少しているものの、再生利用量は減少、最終処分量は増加しており、第 3 次計画目標値は未達成の見込みである。なお、産業廃棄物においては、排出量、再生利用量は第 3 次計画目標値を達成しているが、再生利用量及び最終処分量は未達成の見込みである。

表 3.1-16　前回計画の目標達成状況

		実績		前回計画目標	評価
		平成 20 年度実績（前計画基準年度）	平成 25 年度実績（今回計画基準年度）	平成 27 年度目標	
排出量（千トン/年）		422	416	369	未達成
	生活系ごみ（千トン/年）	286	281	248	未達成
	事業系ごみ（千トン/年）	128	128	113	未達成
	集団回収量（千トン/年）	9	7	8	未達成
1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）		951(943)※	951	876	未達成
再生利用量（千トン/年）		86	85	86	未達成
	（再生利用率　%）	(20.6%)	(20.3%)	(23.4%)	
最終処分量（千トン/年）		35	36	28	未達成
	（最終処分率　%）	(8.2%)	(8.6%)	(7.4%)	

備考※：（　）内の数値は平成 25 年度と同様に外国人人口を含めて算出した値である。

出典：「第 4 次大分県廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月）

(3) 温室効果ガス等

大分県では、平成 12 年 4 月に「大分県地球温暖化対策実行計画」を策定し、第 2 期、第 3 期と経て、今般、「第 4 期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）が策定している。

地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標は、県内の温室効果ガス排出量の 98.5%を占める二酸化炭素について設定している。目標年度は 2020(平成 32)年度に加えて、2030(平成 42)年度を想定した長期目標も設定している。

表 3.1-17　大分県における部門別二酸化炭素排出量（現況及び目標値）（単位：千 t-CO_2）

年度 / 部門	2013(H25)	2020(H32)		2030(H42)	
			対 2013　比		対 2013　比
家庭部門	2,004	1,683	△16%	1,222	△39%
業務部門	2,172	1,824	△16%	1,303	△40%
運輸部門	2,785	2,479	△11%	2,005	△28%
3 部門合計	6,961	5,986	△14%	4,530	△35%

3.1.8. 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域
その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準

ア) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づき全国一律に定められており、同法に基づく「大気の汚染に係る環境基準」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)、「二酸化窒素に係る環境基準」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」(平成 9 年環境庁告示第 4 号)、「ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準」(平成 21 年環境省告示第 33 号)により、表 3.1-18～表 3.1-21 に示すとおり定められている。また、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」(昭和 51 年中央公害対策審議会通知)は、表 3.1-22 に示すとおりである。

なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所には適用されない。

表 3.1-18　大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう(SO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^{3}以下であること。
二酸化窒素(NO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O_X)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

備考
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

出典：「平成 29 年度版環境白書」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)

表 3.1-19　有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m³以下であること。

備考
1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2.ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)

出典：「平成29年度版環境白書」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)

表 3.1-20　ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ／m³以下であること。

備考
1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2.基準値は、年間平均値とする。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)

出典：「平成29年度版環境白書」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)

表 3.1-21　微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/m³以下であること。

備考
1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

出典：「平成29年度版環境白書」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)

表 3.1-22　光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」(昭和51年中央公害対策審議会)

イ)騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)により、表 3.1-23 に示すとおり定められている。

また、臼杵市及び豊後大野市における騒音に係る環境基準の類型指定状況は、表 3.1-24～表 3.1-25 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲は騒音に係る環境基準の類型区分に指定していない。ただし、周辺の国道及び県道沿い(敷地境界から 15m)などに幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準が適用される。

表 3.1-23　騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型		基準値	
		昼間 (6:00-22:00)	夜間 (22:00-6:00)
一般地域	環境基準 AA 類型	50dB 以下	40dB 以下
	環境基準 A 及び B 類型	55dB 以下	45dB 以下
	環境基準 C 類型	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域	a 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
	b 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値	70dB 以下	65dB 以下

注)
1.時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2.AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
3.A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4.B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5.C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
備考
1.車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。また、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値において、個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては、40dB以下)によることができる。
2.「幹線交通を担う道路」とは、以下に掲げる道路をいう。
・道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)。
・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって「都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)」第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
3.「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。
・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15m
・2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路:20m

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

出典：「平成 29 年度版環境白書」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)

表 3.1-24　臼杵市の騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	別添図面に緑色で表示する区域
C	別添図面に黄色で表示する区域

備考
1.この表において「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層 住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高 層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」 および「工業地域」とは、それぞれ都市計画法(昭和43年法 律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域をいう。
2.地域の類型に係る時間の区分は、次のとおりとする。
(1) 昼間　午前6時から午後10時まで
(2) 夜間　午後10時から翌日の午前6時まで
3.「別添図面」は省略し、臼杵市環境課において一般の縦覧に供する。

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成 24 年 3 月 30 日臼杵市告示第 17 号)

表 3.1-25　豊後大野市の騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	別添図面に緑色で表示する区域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考
1.この表において「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層 住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高 層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」 および「工業地域」とは、それぞれ都市計画法(昭和43年法 律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域をいう。
2.地域の類型に係る時間の区分は、次のとおりとする。
(1) 昼間　午前6時から午後10時まで
(2) 夜間　午後10時から翌日の午前6時まで
3.「別添図面」は省略し、豊後大野市環境衛生課において一般の縦覧に供する。

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年 4 月 1 日豊後大野市告示第 55 号）

ウ)水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号)に基づき「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号)により、公共用水域の水質についての人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が、表 3.1-26～表 3.1-28 に示すとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況を表 3.1-29 及び表 3.1-30 に、位置を図 3.1-11 に示す。

表 3.1-26　人の健康の保護に関する環境基準

項目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.1-27　生活環境の保全に関する環境基準(河川)

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道２級、水産１級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	－
D	工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	－
E	工業用水３級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	－

備考

1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼・海域もこれに準ずる)。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続しているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
   試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した４段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を５本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±３時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注)1.

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
   水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
   水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
   水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
   水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
   工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
   工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考 1.基準値は、年間平均値とする(湖沼・海域もこれに準ずる)。				

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3.1-28　生活環境の保全に関する環境基準

(湖沼(天然湖沼及び貯水量が千万立米以上かつ水の滞留時間が4日間以上の人口湖))

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	－
C	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	－
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

注)1.
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
   水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
   水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
   水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
   工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及び Ⅱ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及び Ⅳ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考
1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注)1.
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

エ

項目 ＼ 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/Ｌ以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/Ｌ以上
備考 1.基準値は年間平均値とする。 2.底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.1-29　生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況

水系等区分	水系名	範囲	類型	指定年月日・告示等
大野川水系	大野川上流	筒井大橋より上流 (流入支川を含む)	A	昭和 47 年 4 月 1 日県告示第 227 号

出典：「水質関係法令の手引き」（平成 28 年 9 月、大分県）
「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（大分県）

表 3.1-30　水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定状況

水系等区分	水系名	範囲	類型	指定年月日・告示等
大野川水系	大野川	白水ダムより下流	生物 B	平成 22 年 10 月 12 日 県告示第 796 号
	茜川	全域		
	野津川	全域		
	三重川	全域		

出典：「水質関係法令の手引き」（平成 28 年 9 月、大分県）
「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（大分県）

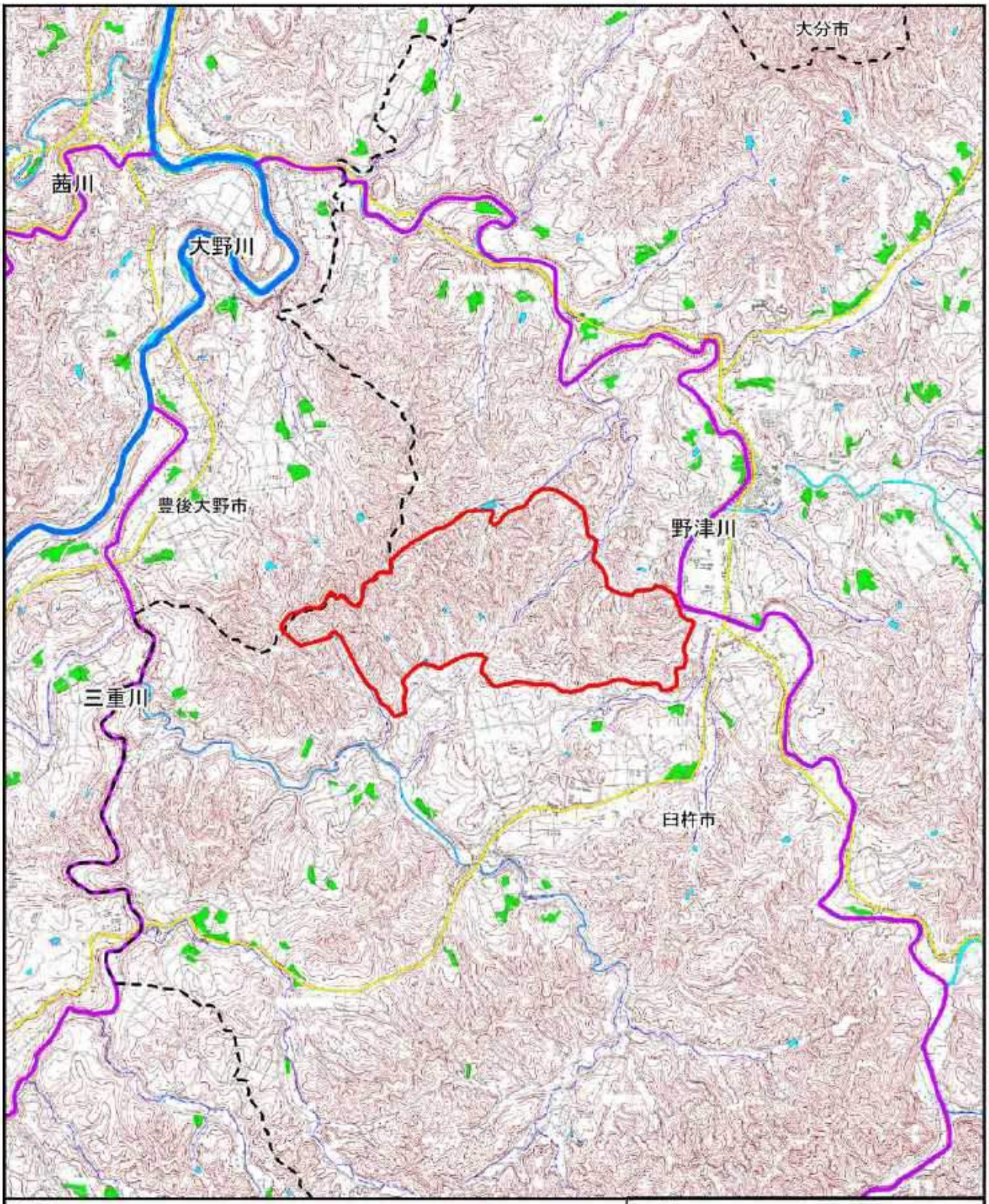

出典：「水質関係法令の手引き」（平成 28 年 9 月、大分県）
「国土数値情報 河川（平成 19 年）」（国土交通省ホームページ

図 3.1-11
水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況

エ）地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）により、表 3.1-31 に示すとおり定められている。

表 3.1-31　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2－ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1－ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1－トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2－トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3－ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

オ)土壌の汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)により、表 3.1-32 に示すとおり定められている。

表 3.1-32　土壌の汚染に係る環境基準

項　目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kgにつき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

カ)ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づく「DXN 類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示68号)により、表 3.1-33 に示すとおり定められている。

表 3.1-33　ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m^3以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重形質分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成している場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」
(平成 11 年環境庁告示 68 号)

2) 規制基準等

ア)大気汚染

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)では、「公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。これらの公害のうち、大気汚染に係る法律として「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)がある。

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や揮発性有機化合物の排出及び粉じんの飛散を規制すること等により、大気の汚染を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としている。このためこの法律は、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設を設置又は設置しようとする事業者に各種の届出をすることや排出基準等を遵守することを義務づけている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)では、特定施設における排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出基準が定められている。なお、大分県は特に上乗せ排出基準は定めらていない。

大気汚染に係る規制基準は表 3.1-34 に示すとおりである。また、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)の対象となるばい煙発生施設は表 3.1-35 に示すとおり発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められている。

表 3.1-34　大気汚染防止法等に基づく排出基準

物　質	規制方式	規制値
硫黄酸化物(SOx)	規制基準（量規制、地域ごとの K 値規制方式）	臼杵市　K=17.5 豊後大野市　K=17.5
ばいじん	排出基準（濃度規制、物質種類、施設種類ごと）	0.04～0.30g/Nm^3
カドミウム(Cd)及びその化合物	同上	1.0mg/Nm^3
塩素(Cl)及び塩化水素(HCl)	同上	塩素　30mg/Nm^3 塩化水素　700mg/Nm^3
ふっ素(F)及びふっ化水素(HF)	同上	1.0～20mg/Nm^3
鉛及びその化合物	同上	10～30mg/Nm^3
窒素酸化物(NOx)	同上	60～80ppm (新規 S62.4.1～) (ディーゼル機関除く)
ダイオキシン類	同上	0.1～5ng/Nm^3
特定粉じん（石綿）	規制基準（濃度規制）	10 本/L

出典：「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号）
「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）
出典：「平成 29 年度版環境白書」
(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)

表 3.1-35　大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

No.	施設名	規模要件
1	ボイラー	伝熱面積 10㎡以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力 20 トン/日 燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鋳造用)溶解炉	火格子面積 1㎡以上 羽口面断面積 0.5㎡以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kvA 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用)加熱炉	
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用)加熱炉	
8	(石油精製用)流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉､溶解炉	火格子面積 1㎡以上 変圧器定格容量 200kvA 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用)反応炉(カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含)､直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用)電気炉	変圧器の定格容量 1000kvA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2㎡ 以上 焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用)ばい焼炉、焼結炉(ベレット焼、成炉含)溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力 0.5 トン/時 以上 火格子面積 0.5㎡ 以上 羽口面断面積 0.2㎡ 以上 燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用)乾燥施設	容量 0.1㎥以上
16	(塩素化エチレン製造用)塩素急速冷凍装置	塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用)溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用)反応炉	燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用)塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用)電解炉	電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕)反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kvA 以上
22	(弗酸製造用)濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	伝熱面積 10㎡ 以上 ポンプ動力 １Ｋｗ 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用 〔原料に燐鉱石を使用するもの＝ｊ反応施設、乾燥炉、焼成炉	原料処理能力 80 kg/時 以上 火格子面積 1㎡ 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第２次精錬〔鉛合金の製造含・鉛の管、板、線の製造用)溶解炉	燃焼能力 10 リットル/時 以上 変圧器定格容量 40kvA 以上
25	(鉛蓄電池製造用)溶解炉	燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kvA 以上
26	(鉛系顔料の製造用)溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量 0.1㎥以上 燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kvA 以上
27	(硝酸の製造用)吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃焼能力 35 リットル/時 以上
32	ガソリン機関	

出典：「大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設」
（環境省ホームページ https://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-0.html）

イ)騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は、表 3.1-36～表 3.1-38 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲における「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく規制地域の指定状況は、図 3.1-12 に示すとおりである。

なお、臼杵市（旧臼杵市）及び豊後大野市（旧三重町・旧緒方町・旧大野町・旧千歳村・旧犬飼町）は騒音に係る規制地域が指定しているが、対象事業実施区域は指定していない。

対象事業に伴う建設工事はバックホウ等を使用する予定であり、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく特定建設作業に該当するが、対象事業実施区域は特定建設作業に関する騒音の区域区分に指定していない。

対象事業実施区域には「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく道路に面する地域の要請限度の指定はないが、周辺の国道及び県道沿いなどに幹線交通を担う道路に近接する地域(敷地境界から 15m)の要請限度が適用される。

表 3.1-36　工場・事業場騒音の規制基準

区域区分＼時間区分		昼間 (8:00～ 19:00)	朝 (6:00～8:00) 夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～ 6:00)
第 1 種区域	良好な住民の環境を保全するため、特に静隠の保持を必要とする区域	50dB	45dB	40dB
第 2 種区域	住居の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域	60dB	50dB	45dB
第 3 種区域	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	70dB	65dB	60dB (臼杵市は 55dB)

備考
下記施設敷地の周囲 50m区域内は同表の各欄(第 1 種区域は除く。)の値から 5 デシベルを減じた値とする。
(1) 学校教育法第 1 条に規定する学校
(2) 児童福祉法第 7 条に規定する保育所
(3) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
(4) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
(5) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

(昭和 43 年 11 月 27 日　厚生省・農林省・通産省・運輸省告示第 1 号、最終改定：平成 18 年 9 月 29 日　環境省告示第 132 号)
出典：「騒音規制について」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/souon-kisei.htm)
「平成 29 年度版環境白書」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)
「騒音規制法関係」(臼杵市ホームページ http://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014012900034/)
「騒音規制地域及び規制基準の決定」(平成 22 年 4 月 1 日 臼杵市告示第 50 号)
「騒音規制地域及び規制基準の決定」(平成 23 年 4 月 1 日 豊後大野市告示第 78 号)

表 3.1-37　特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85dB(敷地境界線)	
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00
最大作業時間	10 時間	14 時間
最大作業日数	連続 6 日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)

注)1.1 号区域及び 2 号区域の区分は、以下に示すとおりである。

1 号区域:以下のいずれかに該当する区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

イ．良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ．住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ．住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要 がある区域であること。

ニ．学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m の区域内であること。

臼杵市：表 3.1-36 に示す区域区分のうち、臼杵市が指定する第 2 種区域及び第 3 種区域

豊後大野市: 表 3.1-36 に示す区域区分のうち、豊後大野市が指定する第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域

2 号区域:騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

臼杵市：表 3.1-36 に示す区域区分のうち、臼杵市が指定する第 4 種区域

豊後大野市: 指定なし

注 2) 基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注 3) 特定建設作業の内容は、以下に示すとおりである。

・くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)

・びょう打機を使用する作業

・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)

・コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m^3 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 20kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)

・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業

・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業

・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

出典:「平成 29 年度版環境白書」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)

「騒音規制法関係」(臼杵市ホームページ http://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014012900034/)

「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域の指定」(平成 22 年 4 月 1 日臼杵市告示第 51 号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域の指定」(平成 23 年 4 月 1 日 豊後大野市告示第 79 号)

表 3.1-38　自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
近接空間の特例	75dB	70dB

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)

注)1.

a区域：専ら住居の用に供される区域

臼杵市：表 3.1-24に示す区域区分のうち、A類型

豊後大野市:表 3.1-25に示す区域区分のうち、A類型

b区域：主として住居の用に供される区域

臼杵市：表 3.1-24に示す区域区分のうち、B類型

豊後大野市:表 3.1-25に示す区域区分のうち､B類型及び表3.2-34に示す区域区分のうち第2種区域(旧緒方町、旧大野町、旧犬飼町及び旧千歳村の区域に係るものに限る。)

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

臼杵市：表 3.1-24に示す区域区分のうち、C類型

豊後大野市：表 3.1-25に示す区域区分のうち、C類型

注)2.

表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、表の要請限度の値にかかわらず、昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とする。なお、「幹線交通を担う道路」とは、以下に掲げる道路をいう。

- 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)。
- 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

出典：「騒音規制について」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/souon-kisei.htm)

「平成29年度版環境白書」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)

「自動車騒音の限度に関する区域の区分の決定」(平成24年3月30日 臼杵市告示第18号)

「自動車騒音の限度に関する区域の区分の決定」(平成23年4月1日 豊後大野市告示第80号)

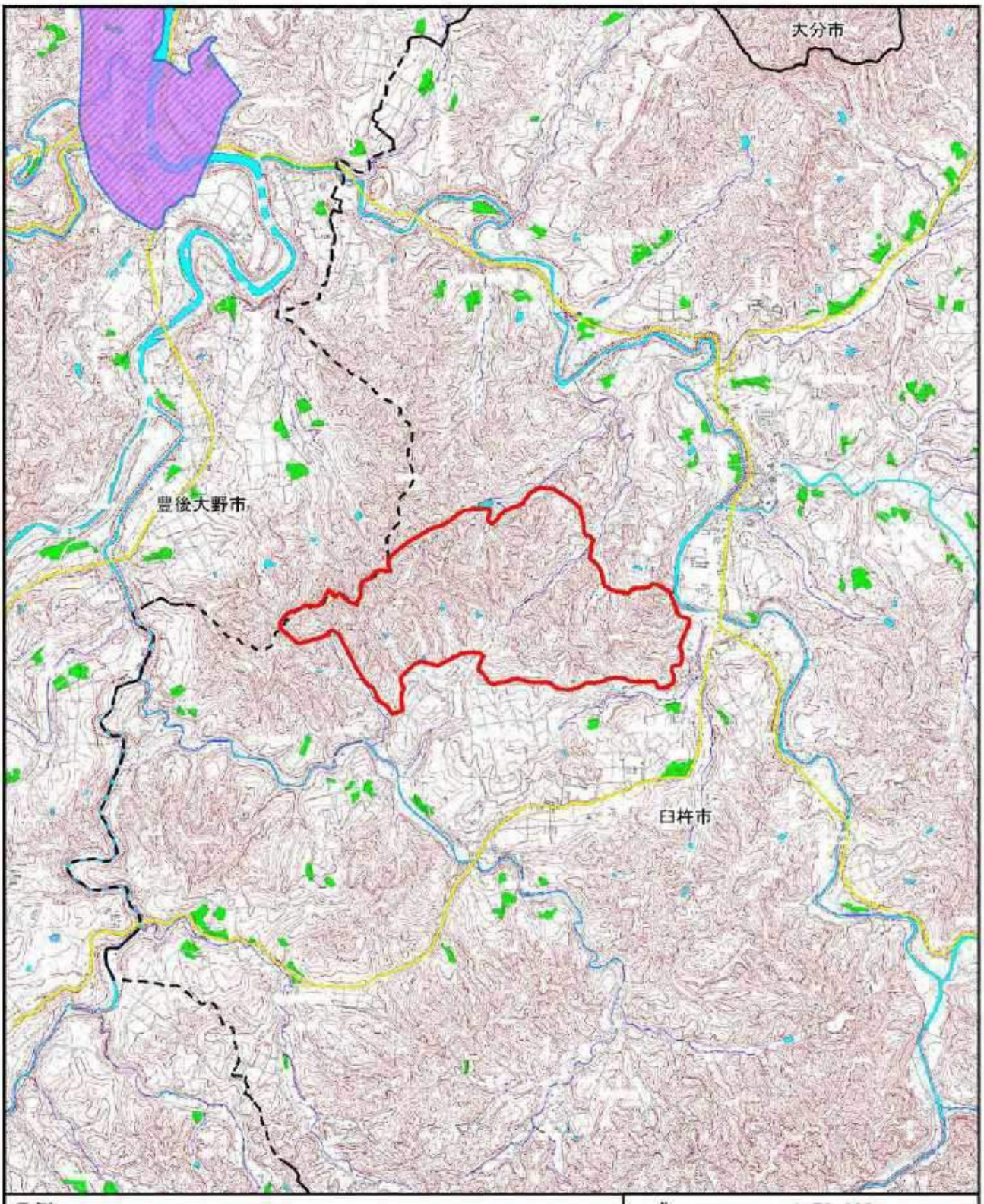

凡例

対象事業実施区域　豊後大野市騒音規制地域

行政区域

特定工場

第2種区域

特定建設作業

第1号区域

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

出典：「豊後大野市の騒音規制地域(旧犬飼町)」（大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/so-bungoono.html）

図 3.1-12

騒音に係る規制地域

ウ)振動

振動に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づき、特定工場振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められており、それらの基準は、表 3.1-39～表 3.1-41 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲における「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく規制地域の指定状況は、図 3.1-13 に示すとおりである。

なお、臼杵市（旧臼杵市）及び豊後大野市（旧三重町・旧緒方町・旧大野町・旧千歳村・旧犬飼町）は振動に係る規制地域が指定しているが、対象事業実施区域は指定していない。

対象事業は「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定工場等に該当せず、対象事業実施区域は特定建設作業に関する振動の区域区分に指定していない。

対象事業実施区域には「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく道路に面する地域の要請限度の指定はない。

表 3.1-39　工場・事業場振動の規制基準

区域区分＼時間区分		昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	良好な住民の環境を保全するため、特に静隠の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域	60dB	55dB
第 2 種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	65dB	60dB

備考
1 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
2 下記施設敷地の周囲 50m区域内は、同表の各欄の値から 5 デシベルを減じた値とする。
(1)学校教育法第 1 条に規定する学校
(2) 児童福祉法第 7 条に規定する保育所
(3) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの。
(4) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
(5) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

(昭和 51 年 11 月 10 日　環境庁告示第 90 号、最終改定：平成 12 年 3 月 28 日　環境庁告示第 18 号)

出典：「騒音規制について」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/souon-kisei.htm)
「平成 29 年度版環境白書」
(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm)
「振動規制法関係」(臼杵市ホームページ http://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014012900034/)
「振動規制地域及び規制基準の決定」(平成 22 年 4 月 1 日 臼杵市告示第 53 号)
「振動規制地域及び規制基準の決定」(平成 23 年 4 月 1 日 豊後大野市告示第 81 号)

表 3.1-40　特定建設作業に関する振動の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	75dB(敷地境界線)	
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00
最大作業時間	10 時間以内	14 時間以内
最大作業日数	連続 6 日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

注 1）1 号区域及び 2 号区域の区分は、以下に示すとおりである。

1 号区域:以下のいずれかに該当する区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

イ．良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ．住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ．住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要 がある区域であること。

ニ．学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m の区域内であること。

臼杵市：表 3.1-39 に示す区域区分のうち、臼杵市が指定する第 1 種区域及び第 2 種区域の一部

豊後大野市:表 3.1-39 に示す区域区分のうち、豊後大野市が指定する第 1 種区域及び第 2 種区域

2 号区域:振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

臼杵市：表 3.1-39 に示す区域区分のうち、1 号区域に指定された臼杵市が指定する第 2 種区域の一部に指定されていない区域

豊後大野市: 指定なし

注 2）基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注 3）特定建設作業の内容は、以下に示すとおりである。

・くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業

・鋼球を使用して建造物その他の工作物を破壊する作業

・舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

・ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

出典：「平成 29 年度版環境白書」（大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/29kankyouhakusyo.htm）

「振動規制法関係」（臼杵市ホームページ http://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014012900034/）

「特定建設作業に伴って発生する振動規制に関する区域の指定」（平成 22 年 4 月 1 日 臼杵市告示第 54 号）

「特定建設作業に伴って発生する振動規制に関する区域の指定」（平成 23 年 4 月 1 日 豊後大野市告示第 82 号）

表 3.1-41　道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～8:00)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

注)1. 第 1 種区域及び第 2 種区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

臼杵市：表 3.1-39 に示す区域区分及び時間区分

豊後大野市:表 3.1-39 に示す区域区分及び時間区分

第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

臼杵市：表 3.1-39 に示す区域区分及び時間区分

豊後大野市:表 3.1-39 に示す区域区分及び時間区分

出典：「道路交通振動の限度に関する区域の区分及び時間の区分の決定」（平成 22 年 4 月 1 日 臼杵市告示第 55 号）

「道路交通振動の限度に関する区域の区分及び時間の区分の決定」(平成 23 年 4 月 1 日 豊後大野市告示第 83 号)

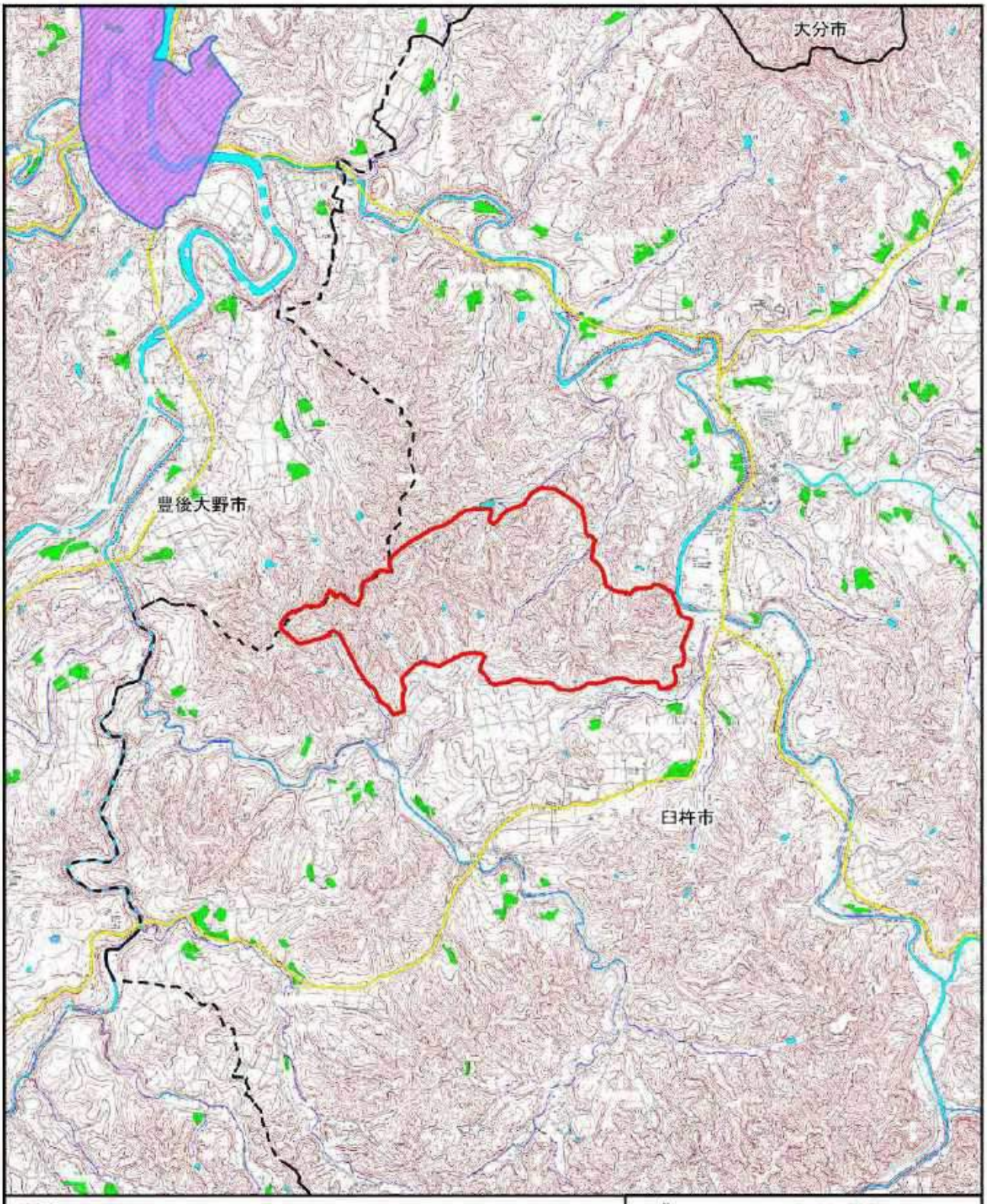

図 3.1-13
振動に係る規制地域

エ)水質汚濁

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく基準には、表 3.1-42 に示すとおり、排出水に含まれる有害物質やその他の項目の濃度を規制する排水基準（一律排水基準及び上乗せ排水基準）と化学的酸素要求量（COD)、窒素含有量及び燐含有量の汚濁負荷量を規制する総量規制基準がある。

表 3.1-42　排水基準の概要

種類		項目	適用事業所	適用区域	適用年月日	改正状況
濃度規制	一律排水基準	有害物質 Cd、Cr 等 28 項目	全特定事業	全域	昭和 46 年 6 月 24 日	平成 24 年 5 月 23 日 1,4-ジオキサン追加
		その他項目 COD、BOD 等 15 項目	日平均排水量 50m^3 以上の特定事業場	同上	同上	平成 5 年 8 月 27 日 海域の窒素、燐追加
	上乗せ排水基準	COD、SS、油分	同上	瀬戸内・ 入津区域	昭和 49 年 8 月 1 日	平成 14 年 12 月 24 日 適用区域に入津追加
総量規制	総量規制基準	COD、窒素含有量、 燐含有量	同上	瀬戸内区域	昭和 55 年 7 月 1 日	平成 24 年 2 月 28 日 COD、窒素含有量、燐含有量に係る第 7 次総量規制基準

出典：「平成 29 年版環境白書」(平成 30 年 3 月、大分県)

対象事業実施区域が位置する臼杵市及び豊後大野市は「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)に基づき、全国一律の排水基準、上乗せ排水基準及び総量規制基準が定められており、一律排水基準を表 3.1-43 及び表 3.1-44 に示す。

また、大分県では、「大分県生活環境の保全等に関する条例」(平成 11 年 12 月 24 日県条例第 47 号)に基づき排水基準が定められており、その排水基準を表 3.1-45 及び表 3.1-46 に示す。なお、本事業において、上記に掲げる法及び条例の規制を受ける特定施設等はない。

また、大分県では、「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」(平成 18 年県条例第 41 号)に基づき水質基準が定められており、その水質基準を表 3.1-47 に示す。

表 3.1-43　水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(有害物質)

種類又は項目		許容限度
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物		シアン 1mg/L
有機燐化合物		1mg/L
鉛及びその化合物		鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物		六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物		砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域	ほう素 230mg/L
	その他	ほう素 10mg/L
ふっ素及びその化合物	海域	ふっ素 15mg/L
	その他	ふっ素 8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)		100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
塩化ビニルモノマー		-

備考

1.「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2.砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)

出典：「水質関係法令の手引き（平成 28 年 9 月）」
（大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/tebiki.html）

表 3.1-44　水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(生活環境項目)

種類又は項目			許容限度
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	海域	5.0～9.0
		その他	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L(日間平均 120mg/L)
	化学的酸素要求量(COD)		160mg/L(日間平均 120mg/L)
	浮遊物質(SS)		200mg/L(日間平均 150mg/L)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(油分)	鉱油含有量	5mg/L
		動植物油脂類含有量	30mg/L
	フェノール類含有量		5mg/L
	銅含有量(Cu)		3mg/L
	亜鉛含有量(Zn)		2mg/L
	溶解性鉄含有量(Fe)		10mg/L
	溶解性マンガン含有量(Mn)		10mg/L
	クロム含有量(Cr)		2mg/L
	大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm^3
	窒素含有量(T-N)		120mg/L(日間平均 60mg/L)
	燐含有量(T-P)		16mg/L(日間平均 8mg/L)

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)

出典：「水質関係法令の手引き（平成 28 年 9 月）」
（大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/tebiki.html）

表 3.1-45　大分県が条例で定める排水基準(有害物質)

有害物質の種類	大分県生活環境の保全に関する条例 許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg Se/L
弗素含有量	8mg/L
備考 1. 「検出されないこと。」とは、第２条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

（平成 12 年 9 月 18 日大分県規則第 106 号）

出典：「水質関係法令の手引き（平成 28 年 9 月）」
（大分県ホームページ　http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/tebiki.html）

表 3.1-46　大分県が条例で定める排水基準(その他)

項目		大分県生活環境の保全に関する条例 許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		5mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm^3

（平成 12 年 9 月 18 日県規則第 106 号、最終改正：平成 28 年規則第 50 号）

出典：「水質関係法令の手引き（平成 28 年 9 月）」
（大分県ホームページ　http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/tebiki.html）

表 3.1-47　大分県が条例で定める水質基準

有害物質の種類	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例
	基準値
カドミウム	0.01mg/L
全シアン	検出されないこと。
有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L
六価クロム	0.05mg/L
砒素	0.01mg/L
総水銀	0.0005mg/L
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。
銅	農用地(田に限る) において 1mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L
トリクロロエチレン	0.03mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L
クロロエチレン	0.002mg/L
チウラム	0.006mg/L
シマジン	0.003mg/L
チオベンカルブ	0.02mg/L
ベンゼン	0.01mg/L
セレン	0.01mg/L
ふっ素	0.8mg/L
ほう素	1mg/L
備考 1.「検出されないこと。」とは、第２条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

（平成 18 年 9 月 29 日県規則第 77 号、最終改正：平成 29 年規則第 14 号）

出典：大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例について」
（大分県ホームページ　http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/dosya.html）

オ)悪臭

対象事業実施区域が位置する臼杵市では、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により用途地域として定められた地域に対し、特定悪臭物質に対する規制をしている。特定悪臭物質規制基準は表 3.1-48～表 3.1-50 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲に用途地域の指定はないため、規制地域はない。

また、豊後大野市では、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき平成 29 年 9 月より臭気指数による規制が導入され、豊後大野市全域が規制対象地域に定められている。豊後大野市における臭気指数による規制基準は表 3.1-51 に示すとおりである。

表 3.1-48　敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質	基準値 (ppm)	化学式	におい
アンモニア	1	NH_3	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	CH_3SH	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	H_2S	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	CH_3SCH_3	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	$(CH_3)_3N$	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	CH_3CHO	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	CH_3CH_2CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	$CH_3(CH_2)_2CHO$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	$(CH_3)_2CHCHO$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	$CH_3(CH_2)_3CHO$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	$(CH_3)_2CHCH_2CHO$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	$(CH_3)_2CHCH_2OH$	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	$CH_3COOCH_2CH_3$	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	$CH_3COCH_2CH(CH_3)_2$	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	$C_6H_5CH_3$	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	$C_6H_5CH=CH_2$	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	$C_6H_4(CH_3)_2$	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	CH_3CH_2COOH	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	$CH_3(CH_2)_2COOH$	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	$CH_3(CH_2)_3COOH$	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	$(CH_3)_2CHCH_2COOH$	むれた靴下のようなにおい

「悪臭原因物の規制地域及び規制基準の決定」(平成 22 年 4 月 1 日臼杵市告示第 56 号)

出典：「悪臭防止法について」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/akushu-boushi.html)

表 3.1-49　排出口における規制基準

悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソ ブチルアルデヒド、ノルマルバレエルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチ ルイソブチルケトン、トルエン、キシレン）の種類ごとに次の式により算出した流量

〔ｑ＝0.108×He2×Cm〕

ｑ：悪臭物質の流量（０℃、１気圧での立法メートル／時)

He：補正された気体排出口の高さ（メートル）

Cm：敷地境界における規制基準（ppm）

「悪臭原因物の規制地域及び規制基準の決定」(平成 22 年 4 月 1 日臼杵市告示第 56 号)

出典：「悪臭防止法について」(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/akushu-boushi.html)

表 3.1-50　排出口からの排出水中における規制基準

特定悪臭物質の名称	排出水における規制基準		
	0.001m3/秒以下	0.001～0.1m3/秒以下	0.1m3/秒超
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

「悪臭原因物の規制地域及び規制基準の決定」（平成 22 年 4 月 1 日臼杵市告示第 56 号）

出典：「悪臭防止法について」（大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/akushu-boushi.html）

表 3.1-51　豊後大野市における臭気指数による規制基準

対象地域	豊後大野市内全域	
適用箇所	都市計画区域 の敷地境界線	都市計画区域外 の敷地境界線
規制基準	臭気指数 12	臭気指数 15

カ)地下水

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく、特定地下浸透水の浸透の制限の基準を表 3.1-52 に示す。

表 3.1-52　特定地下水の浸透の制限

種類又は項目		地下浸透基準
カドミウム及びその化合物		0.001mg/L
シアン化合物		0.1mg/L
有機燐化合物		0.1mg/L
鉛及びその化合物		0.005mg/L
六価クロム化合物		0.04mg/L
砒素及びその化合物		0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005mg/L
アルキル水銀化合物		0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル		0.0005mg/L
トリクロロエチレン		0.002mg/L
テトラクロロエチレン		0.0005mg/L
ジクロロメタン		0.002mg/L
四塩化炭素		0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン		0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン		0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.0002mg/L
チウラム		0.0006mg/L
シマジン		0.0003mg/L
チオベンカルブ		0.002mg/L
ベンゼン		0.001mg/L
セレン及びその化合物		0.002mg/L
ほう素及びその化合物	海域	0.2mg/L
	その他	
ふっ素及びその化合物	海域	0.2mg/L
	その他	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)		アンモニア性窒素：0.7mg/L 亜硝酸性窒素：0.2mg/L 硝酸性窒素：0.2mg/L
1,4-ジオキサン		0.005mg/L
塩化ビニルモノマー		0.0002mg/L

備考

1.「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号) の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

「水質汚濁防止法第 12 条に基づく特定地下浸透水の浸透の制限」（平成元年 8 月 21 日環境庁告示第 39 号）

出典：「水質関係法令の手引き（平成 28 年 9 月）」

（大分県ホームページ　http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/tebiki.html）

キ)土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準は、表 3.1-53 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては、土壌汚染対策法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域には指定していないが、形質変更時要届出区域に関しては、豊後大野市内で 2 件指定している。その指定内容は、表 3.1-54 に示すとおりである。

表 3.1-53　特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質	分類	地下水等の摂取によるリスク 土壌溶出量基準 (mg/L 以下)	直接摂取によるリスク 土壌含有量基準 (mg/kg 以下)
クロロエチレン	第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)	0.002	－
四塩化炭素		0.002	－
1,2－ジクロロエタン		0.004	－
1,1－ジクロロエチレン		0.02	－
シス－1,2－ジクロロエチレン		0.04	－
1,3－ジクロロプロペン		0.002	－
ジクロロメタン		0.02	－
テトラクロロエチレン		0.01	－
1,1,1－トリクロロエタン		1	－
1,1,2－トリクロロエタン		0.006	－
トリクロロエチレン		0.03	－
ベンゼン		0.01	－
カドミウム及びその化合物	第2種特定有害物質(重金属等)	0.01	150
六価クロム化合物		0.05	250
シアン化物		不検出	遊離シアン 50
水銀及びその化合物		水銀 0.0005 アルキル水銀不検出	15
セレン及びその化合物		0.01	150
鉛及びその化合物		0.01	150
砒素及びその化合物		0.01	150
ふっ素及びその化合物		0.8	4000
ほう素及びその化合物		1	4000
シマジン	第3種特定有害物質(農薬等)	0.003	－
チオベンカルブ		0.02	－
チウラム		0.006	－
ポリ塩化ビフェニル		不検出	－
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る。)		不検出	－

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)

出典：「水質関係法令の手引き（平成 28 年 9 月）」
（大分県ホームページ　http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/tebiki.html)

表 3.1-54　土壌汚染対策法に基づく区域指定状況

指定区域	指定年月日	所在地	面積(㎡)	項目		
				特定有害物質の種類	溶出	含有
形質変更時要届出区域	H29.2.28	豊後大野市三重町宮野字大原3964番1の一部	900.00	鉛及びその化合物	○	－
	H30.3.13	豊後大野市犬飼町田原字舞田714番2の一部	211.10	ふっ素及びその化合物	○	－

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧(平成30年5月31日現在)」
(環境省ホームページ http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html)
「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」
(大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/shitei.html 平成30年6月閲覧)

(2) その他環境保全計画等

1) 大分県

ア)第3次大分県環境基本計画

大分県では、平成10年3月に「大分県環境基本計画」を策定しており、平成11年には「環境基本法」に基づき、「大分県環境基本条例」(平成11年9月30日条例第32号)を制定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。また、平成17年10月に「大分県新環境基本計画」が策定され、平成28年3月には、環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、環境保全と経済発展の両立を実現できる「持続可能な地域社会」を構築するための、新しい環境基本計画「第3次大分県環境基本計画」が策定された。

「第3次大分県環境基本計画(平成28年3月)」における施策の基本事項を表 3.1-55に示す。

表 3.1-55　第3次大分県環境基本計画の概要

計画期間		平成28年度～平成36年度(9年間)
目指すべき環境の将来像		天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた
基本目標	豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	・豊かな自然や生物多様性の保全 ・快適な地域環境の保全と創造 ・温泉資源の保護と適正利用の推進
	循環を基調とする地域社会の構築	・大気環境の保全 ・水・土壌・地盤環境の保全 ・化学物質等への環境保全対策 ・廃棄物・リサイクル対策
	地球温暖化対策の推進	・温室効果ガスの排出抑制対策等の推進 ・エコエネルギーの導入促進 ・森林吸収源対策の推進
	環境を守り育てる産業の振興	・環境・エネルギービジネスの拡大 ・自然と共生する産業の促進
	すべての主体が参加する 美しく快適な県づくり	・県民総参加による環境保全活動の推進 ・豊かな環境を守り育てる人づくり
基盤的施策の推進		・環境影響評価の推進 ・環境に配慮した取組の推進 ・公害紛争等の適正処理

出典：「第3次大分県環境基本計画(平成28年3月)」(大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/dai3jikankyoukihonkeikaku.html)

イ)第 4 期大分県地球温暖化対策実行計画

大分県では、地球温暖化対策を目的に、平成 18 年 3 月に「大分県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成 23 年 7 月に大分県地球温暖化対策推進計画(第 2 期)として改定した。また、大分県地球温暖化対策推進計画(第 2 期)以外に、県庁自らの事務事業において排出する温室効果ガスの削減目標等を定めた「大分県地球温暖化対策実行計画(第 3 期)」があり、この二つの計画を統合し、平成 28 年 3 月に「第 4 期大分県地球温暖化対策実行計画」として改定した。

「第 4 期大分県地球温暖化対策実行計画」には大分県域における地球温暖化対策を策定した区域施策編、大分県庁の地球温暖化対策を策定した事務事業編があり、事務事業編では平成 26 年度に対し、平成 32 年度において温室効果ガス総排出量を 5%削減する目標が設定している。

なお、「第 4 期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の緩和策及び適応策の概要は表 3.1-56 に示す。

表 3.1-56(1)　第 4 期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の緩和策の概要

計画期間		平成 28 年度～平成 32 年度
重点戦略		・温室効果ガスの排出抑制対策の推進 ・エコエネルギーの導入促進 ・森林吸収源対策の推進
具体的施策	温室効果ガスの排出抑制対策の推進	【家庭部門における二酸化炭素の排出抑制対策の推進】 ・省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立 ・家庭における省エネ機器の普及促進 ・エコ住宅(エコ建築)の推進 ・九州各県や経済団体等と連携した取組 【業務部門における二酸化炭素の排出抑制対策の推進】 ・省資源・省エネルギー型ワークスタイルの確立 ・事業所における省エネルギー化の促進 ・公共施設への省エネ機器導入等の推進 【運輸部門における二酸化炭素の排出抑制対策の推進】 ・自動車の環境に配慮した利用の促進 ・移動手段の転換の促進 ・次世代自動車や低燃費車の普及促進 【地域における地球温暖化防止活動の推進】 ・エコなまちづくりの推進 ・リサイクルの推進 ・人材の育成と環境教育の推進 ・県民総参加による森林づくりの推進 【その他】 ・エネルギー利用の効率化 ・二酸化炭素排出削減等による環境価値の利用促進 ・その他の取組
	エコエネルギーの導入促進	・エコエネルギーの導入支援 ・エコエネルギーの普及啓発 ・地域に配慮したエコエネルギー施設の設置
	森林吸収源対策の推進	・森林の適正な管理・保全 ・地域材の利用拡大

出典:「第 4 期大分県地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」(大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/4jikkoukeikaku.htm)

表 3.1-56(2)　第 4 期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の適応策の概要

計画期間		平成 28 年度～平成 32 年度
影響分野における適応策の方向性		【農林水産業分野】 ・高温、小雨対策の栽培技術や新たな系統選抜 【水環境・水資源分野】 ・モニタリングや監視の実施、節水意識の醸成 【自然生態系分野】 ・生物多様性を支える基盤づくり 【自然災害・沿岸域分野】 ・局地的豪雨等の防災情報の提供と避難体制の支援 【健康分野】 ・熱中症や感染症の情報提供と注意喚起
適応策の進め方	温暖化影響の将来予測	・国や大学の機関による温暖化影響の規模・時期などの予測情報についての情報収集・整理 ・最新の知見による温暖化影響予測の活用 ・適応策を効率的に進めるための情報共有
	順応的な推進	・温暖化に関する情報収集と情報共有 ・温暖化影響の状況に応じた、効率的・順応的な対策の実施
	施策の体系化	・各分野における取組に温暖化対策の適応の考え方を導入し、影響分野に求められる対策を講じていくために、各施策の体系化

出典：「第 4 期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/4jikkoukeikaku.htm）

ウ)瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画

大分県では、「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号、最終改正：平成 27 年法律第 78 号)」に基づき、昭和 56 年に「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」を策定し、段階的に見直しを行い昭和 62 年、平成 4 年、平成 8 年、平成 14 年、平成 20 年に改正を行ってきた。

平成 27 年度の法改正に伴い、平成 28 年 11 月に策定した新たな大分県計画の概要を表 3.1-57 に示す。

表 3.1-57　瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画の概要

計画期間		平成 28 年度～平成 37 年度
計画の内容	沿岸域の環境の保全、再生及び創出	・藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等 ・自然海浜の保全等 ・底質改善対策・窪地対策の推進 ・海砂利の採取の抑制 ・埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 ・環境配慮型構造物の採用
	水質の保全及び管理	・水質総量削減制度等の実施 ・下水道等の整備の促進 ・水質及び底質環境の改善 ・有害化学物質等の低減のための対策 ・油等による汚染の防止 ・海水浴場等の保全その他の措置 ・廃棄物の処理施設の整備及び処分場の確保 ・健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
	自然景観及び文化的景観の保全	・自然公園等の保全 ・緑地等の保全 ・島しょ部の環境の保全 ・史跡、名勝、天然記念物等の保全 ・漂流・漂着・海底ごみ対策の推進 ・エコツーリズム等の推進 ・その他の措置
	水産資源の持続的な利用の確保	-
	基盤的な施策	・水質等の監視測定 ・環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等 ・広域的な連携の強化等 ・情報提供、広報の充実 ・環境保全思想の普及及び住民参加の推進 ・環境教育・学習の推進

出典：「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」(大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/seto-keikaku.html)

2) 臼杵市

ア)臼杵市環境基本計画

臼杵市では環境基本計画は策定検討段階である。

イ)臼杵市バイオマス産業都市構想

臼杵市バイオマス産業都市構想「～100 年の森づくりから、有機の里づくりと海のほんまもんへ、臼杵型地域内循環システムの構築をめざして～」は、平成 26 年度に策定された「第二次臼杵市総合計画」や平成 27 年度に策定された「臼杵市まち・ひと・しごと総合戦略」に盛り込まれた施策の１つとして位置づけられており、臼杵市が今後推進していく大規模プロジェクトの柱となっている。

臼杵市バイオマス産業都市構想の推進にあたっては、行政だけでなく、市内事業者、地域住民が連携して進めていくとともに、エネルギー対策等について詳しい市外の有識者等の協力を得て進めていくこととしている。

本構想の計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間としている。バイオマス産業都市構想の事業化プロジェクトを実践することで、5 年後の木質系バイオマスと食品系バイオマスの年間の目標利用量は表 3.1-58 に示すとおりである。

表 3.1-58　平成 32 年度の目標利用量

項目			目標利用料 (t/年)	用途
未利用系資源	木質系バイオマス	林地残材	3,240	木質バイオマス発電、熱利用
		切捨間伐材		
廃棄物系資源	食品系バイオマス	食品加工廃棄物	7,000	バイオガス化発電

出典：「臼杵市バイオマス産業都市構想」（平成 27 年 7 月、臼杵市）

ウ)臼杵市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条第 2 項に基づく「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に相当する計画として策定された。臼杵市では、「臼杵市地球温暖化対策実行計画」の第 1 期計画を平成 20 年 12 月に、第 2 期計画を平成 25 年 5 月に策定し、二酸化炭素の排出削減に資する取組みを推進している。平成 29 年に、第 2 期計画の計画期間が終了したことを受け、第 3 期計画が策定された。第 3 期計画は、平成 29 年度を基準年度とし平成 30 年度～平成 34 年度の 5 年間で、二酸化炭総排出量を基準年度比の 5%削減することを目標としている。

出典：「臼杵市地球温暖化対策実行計画(3 期)～臼杵市役所温室効果ガス排出量削減計画～」

3) 豊後大野市

ア)第 2 次豊後大野市環境基本計画

豊後大野市は、「豊後大野市環境基本条例」(平成 20 年 3 月 24 日条例第 21 号) に基づき、豊後大野市環境基本計画(第 1 次計画)が平成 22 年 3 月に策定している。この第 1 次計画により各種施策が展開されたが、新たな国の施策等により市を取り巻く情勢が変化し、第 1 次計画の計画期間が終了することを踏まえて、さらなる環境施策を推進するために、「第 2 次豊後大野市環境基本計画」(平成 27 年 3 月) が策定された。環境基本計画における施策の体系を表 3.1-59 に示す。

表 3.1-59　第 2 次豊後大野市環境基本計画における施策の体系

望ましい環境像	基本目標	個別目標	基本施策
○○○ 豊かな自然を守り 未来へつなぐ まち 人と自然と環境にやさしい まち ともに活動する まち	(自然環境) 潤いと安らぎのある自然環境を守る	①河川を守ろう	自然的空間の創出 水辺とのふれあい創出 水質汚濁対策の推進
		②森林や緑地を守ろう	森林の保全対策の推進 農林業とのふれあい創出 農業・農地の保全対策の推進
		③多様な生態系を守ろう	生息・生育環境の保全対策の推進 動植物の保全活動の活発化 希少野生動植物の保護対策の推進
		④まちの緑を育てよう	まちの緑の整備と維持管理 まちの緑化の推進
		⑤ジオパークを活用して環境保全をしよう	自然景観の保全・活用
	(生活環境) 健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	⑥河川の水質をきれいにしよう	生活排水処理の推進 水質浄化活動の推進 監視・測定の継続実施
		⑦快適な住環境を守ろう	悪臭防止対策の推進 アスベスト対策の推進 有害化学物質対策の推進
		⑧交通における環境対策を進めよう	騒音・振動対策の推進 道路沿道環境の保全 自動車排出ガス対策の推進
	(物質循環) みんなで地球環境保全に取り組む	⑨ごみを減らし、リサイクルを進めよう	ごみの排出抑制 ごみの適正処理 再利用・リサイクルの推進
		⑩きれいなまちをつくろう	市民等への意識啓発 美化活動・清掃活動の推進 不法投棄防止対策の推進
		⑪省資源・省エネルギーを進めよう	省エネルギー活動の推進 再生可能エネルギーの利用促進
	(参画と協働) 人づくり、地域づくりを進める	⑫環境に関する情報を蓄えよう	環境情報の収集・整理 環境情報の提供 環境情報の活用の推進
		⑬環境教育・学習を進めよう	環境学習の指導者育成 子どもたちへの環境教育の充実化 環境イベント等の充実化
		⑭活発な環境活動を進めよう	市民活動の活性化 パートナーシップの確立

出典：「第 2 次豊後大野市環境基本計画(豊後大野市)」 (平成 27 年 3 月)

イ）豊後大野市新エネルギービジョン

「豊後大野市新エネルギービジョン」の策定にあたって、平成 28 年 11 月よりエネルギーの専門家、市民代表等で構成される策定委員会を開催し、議論している。

本ビジョンの策定にあたっては、市内在住者及び事業所を対象に、無作為抽出によるアンケートも実施しており、その結果も反映し、かつ、豊後大野市が持つ再生可能エネルギーの賦存量（総量）をもとに、市のエネルギー政策や再生可能エネルギーの導入の可能性を「豊後大野市新エネルギービジョン（素案)」にまとめられている。

ウ）豊後大野市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条第 2 項に基づく「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編)」に相当する計画として策定された。豊後大野市では、平成 20 年度に策定した「豊後大野市地球温暖化対策実行計画」の計画期間が満了したことにより、この実績を踏まえて平成 25 年度に「第 2 次豊後大野市地球温暖化対策実行計画」を後継の計画として策定している。平成 26 年度に入り、平成 25 年度の温室効果ガスの排出量が算出されたことにより、「第 2 次豊後大野市地球温暖化対策実行計画」を実数値に合わせて見直し改正が行われた。計画期間は平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間で削減目標は 6%としている。

(3) 自然保護等

1) 環境関連法規制状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境関連法令による指定･規制状況は表 3.1-60 に示すとおりである。

表 3.1-60　関係法令による指定規制の状況

法令等	内容	対象事業実施区域及びその周囲	うち対象事業実施区域
自然公園法	国立公園	×	×
	国定公園	×	×
大分県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
大分県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界文化遺産	×	×
	世界自然遺産	×	×
都市緑地法	緑地保全地区・特別緑地保全地区	×	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×
	特別保護地区	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)	ラムサール条約登録湿地	×	×
都市計画法	風致地区	×	×
自然再生推進法	自然再生事業実施計画	×	×
	自然再生協議会	×	×
景観法	景観計画区域	○	○
大分県沿道の景観保全等に関する条例	沿道景観保全地区	×	×
	沿道景観美化地区	○	×
森林法	保安林	○	○
砂防法	砂防指定地	○	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○
土砂災害防止法により大分県が指定	土砂災害特別危険区域（土石流）	○	×
	土砂災害特別危険区域（急傾斜地の崩壊）	○	×
	土砂災害特別危険区域（地すべり）	×	×
	土砂災害警戒区域（土石流）	○	×
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	○	×
	土砂災害警戒区域（地すべり）	×	×
地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○
	農業地域	○	○

注 1）有：○、無：×

注 2）対象事業実施区域及びその周囲とは、対象事業実施区域を含む臼杵市、豊後大野市のうち、図 2.2-1（対象事業実施区域の位置）に示す範囲

ア）自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「大分県立自然公園条例」（昭和 32 年大分県条例第 74 号）に基づく自然公園の指定はない。

出典：「日本の国立公園」（環境省ホームページ https://www.env.go.jp/park/ 平成 30 年 6 月閲覧）
「自然公園の状況」（大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/13070/shizenkoen.html 平成 30 年 6 月閲覧）

イ）自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「大分県自然環境保全条例」（昭和 47 年大分県条例第 38 号）に基づく自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の指定はない。

出典：「自然環境保全地域」（環境省ホームページ https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html）
「自然公園区域閲覧サービス」
（大分県ホームページ https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html 平成 30 年 6 月閲覧）

ウ）世界の文化遺産及び自然遺産

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）に基づく世界遺産はない。

出典：「日本の世界自然遺産」（環境省ホームページ
https://www.env.go.jp/nature/isan/worldheritage/index.html 平成 30 年 6 月閲覧）
「世界遺産」（文化庁ホームページ
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/index.html 平成 30 年 6 月閲覧）

エ）緑地保全地域及び特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。

出典：「都市緑化データベース 特別緑地保全地区」（国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/index.html 平成 30 年 6 月閲覧）

オ）生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項に基づく生息地等保護区の指定はない。

出典：「生息地等保護区一覧」（環境省ホームページ
https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html 平成 30 年 6 月閲覧）

カ）鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における鳥獣保護区の指定状況を表 3.1-61 に示し、鳥獣保護区等の位置図を図 3.1-14 に示す。

対象事業実施区域の西側に白鹿山鳥獣保護区が指定している。

表 3.1-61　鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	所在地	面積（ha）	期限
鳥獣保護区	白鹿山鳥獣保護区	豊後大野市	120ha	平成 38 年 10 月 31 日

出典：「平成 29 年度鳥獣保護区等位置図（大分県）」（平成 29 年 11 月現在、大分県）

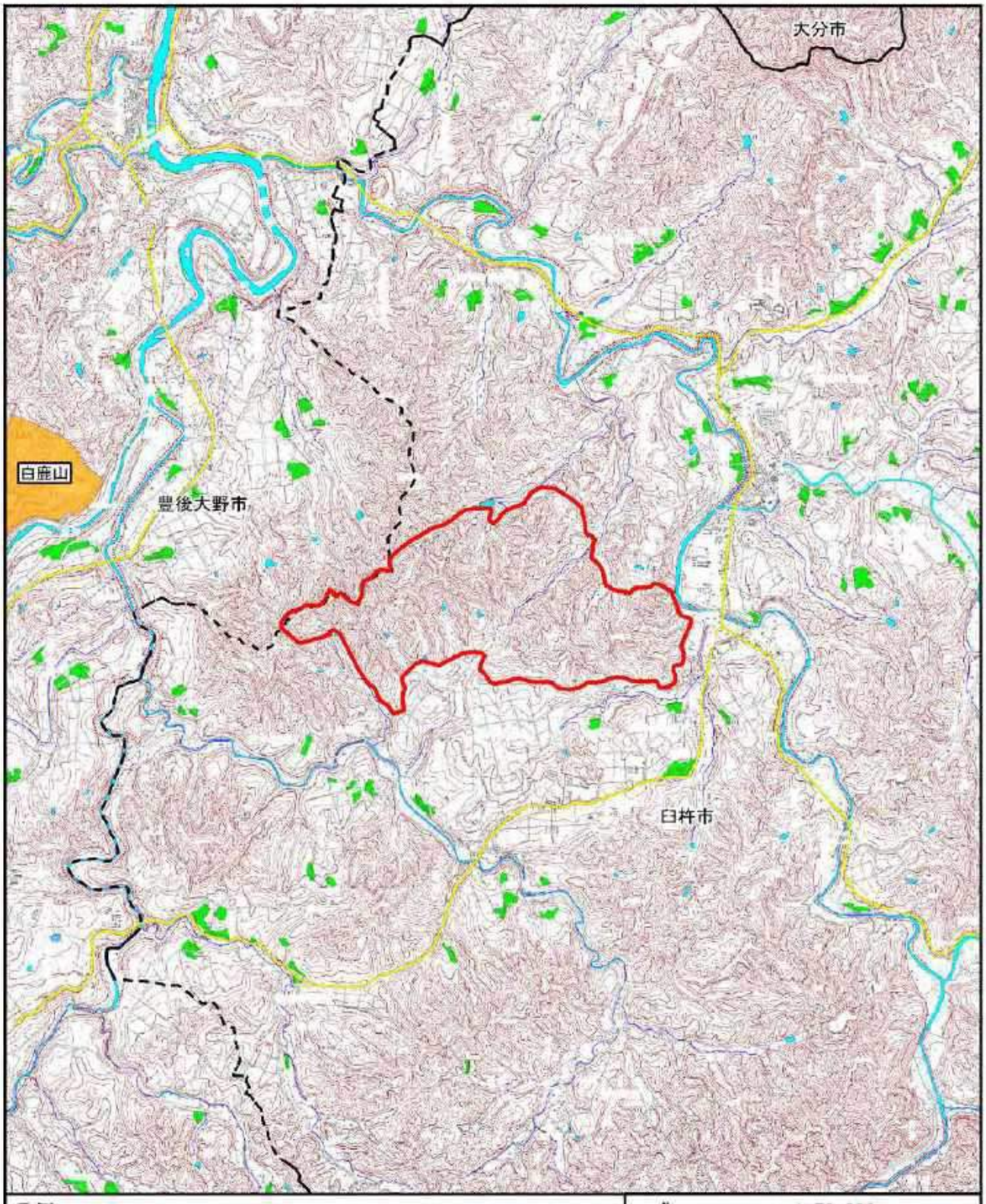

出典：「平成 29 年度大分県鳥獣保護区等位置図」（平成 29 年 11 月現在、大分県）

「国土数値情報 鳥獣保護区（平成 27 年度）」（国土交通省ホームページ

図 3.1-14

鳥獣保護区の指定状況

キ)ラムサール条約登録湿地

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(昭和 55 年条約第 28 号)に基づく湿地の登録はない。

なお、大分県内には、竹田市及び九重町に「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」がある。

出典:「ラムサール条約と条約湿地(日本の条約湿地)」(環境省ホームページ
https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/2-3.html 平成 30 年 6 月閲覧)

ク)風致地区

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく風致地区はない。

なお、大分県内には、大分市と別府市に計 7 地区の風致地区が指定している。

出典:「都市緑化データベース 風致地区」(国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/index.html 平成 30 年 6 月閲覧)

ケ)自然再生事業実施計画・自然再生協議会

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然再生推進法」(平成 14 年法律第 148 号)に基づく自然再生事業実施計画、自然再生協議会はない。

出典:「自然再生ネットワーク」(環境省ホームページ
https://www.env.go.jp/nature/saisei/network/index.html 平成 30 年 6 月閲覧)

コ)景観法等の指定地域

対象事業実施区域及びその周囲における「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づく景観計画区域及び「大分県沿道の景観保全等に関する条例」(昭和 63 年大分県条例第 13 号)に基づく沿道景観美化地区は、図 3.1-15 に示すとおりである。

また、臼杵市における景観条例として「臼杵市景観条例」(平成 23 年臼杵市条例第 1 号)が施行している。豊後大野市では景観計画は策定していない。

なお、大分県沿道の景観保全等に関する条例に基づき「国道 10 号(上戸次・宗太郎峠間)」が沿道環境美化地区として指定している。

出典:「大分県沿道の景観保全に関する条例」(大分県ホームページ
http://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/endoukeikan25.html 平成 30 年 6 月閲覧)

サ) 保安林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条の規定により指定された保安林の分布状況は、図 3.1-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域内の西側の一部に保安林が存在する。

出典:「国土数値情報森林地域(平成 23 年)」(国土交通省ホームページ
http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html)

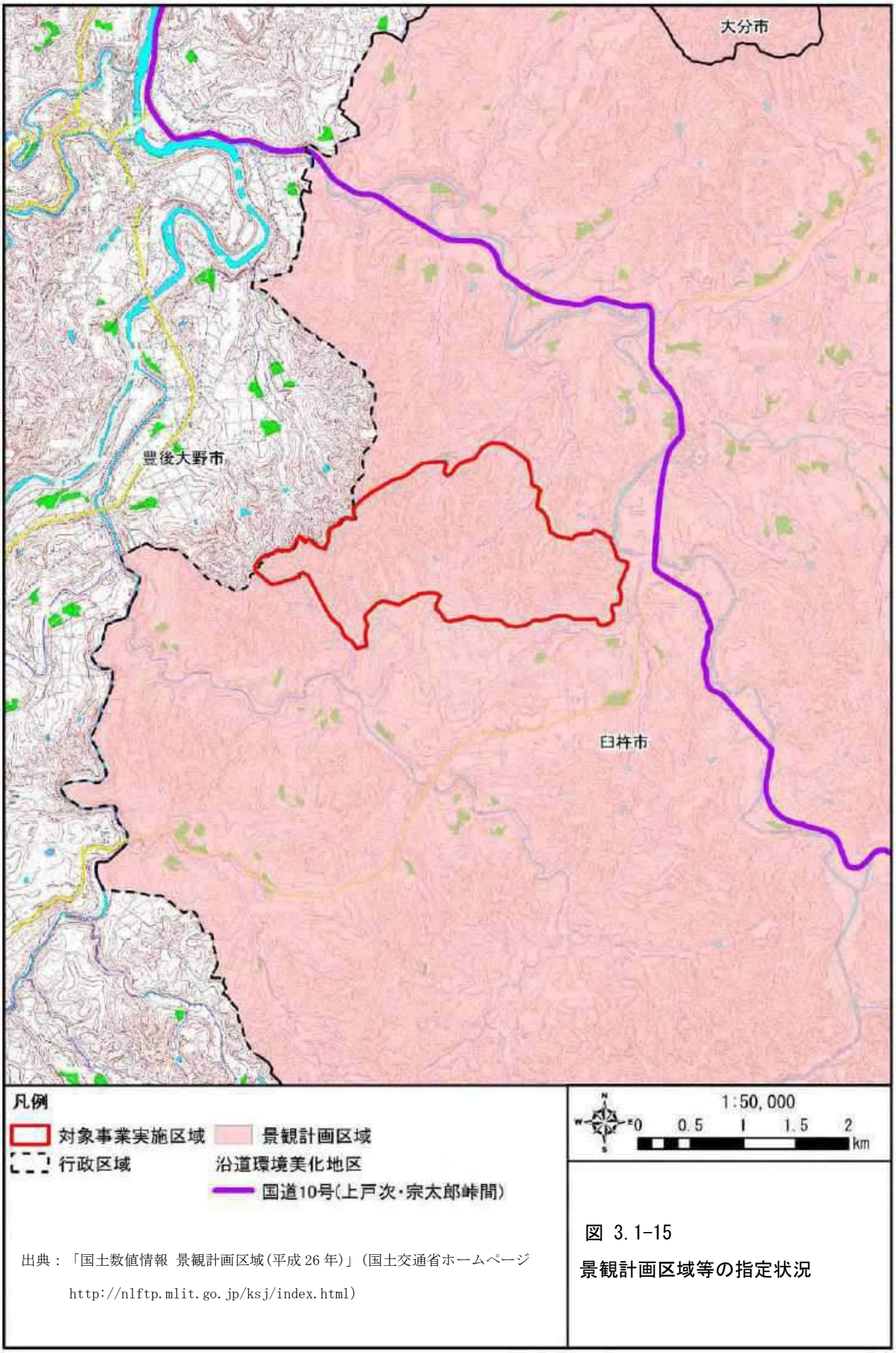

出典：「国土数値情報 景観計画区域(平成 26 年)」(国土交通省ホームページ
http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html)

図 3.1-15
景観計画区域等の指定状況

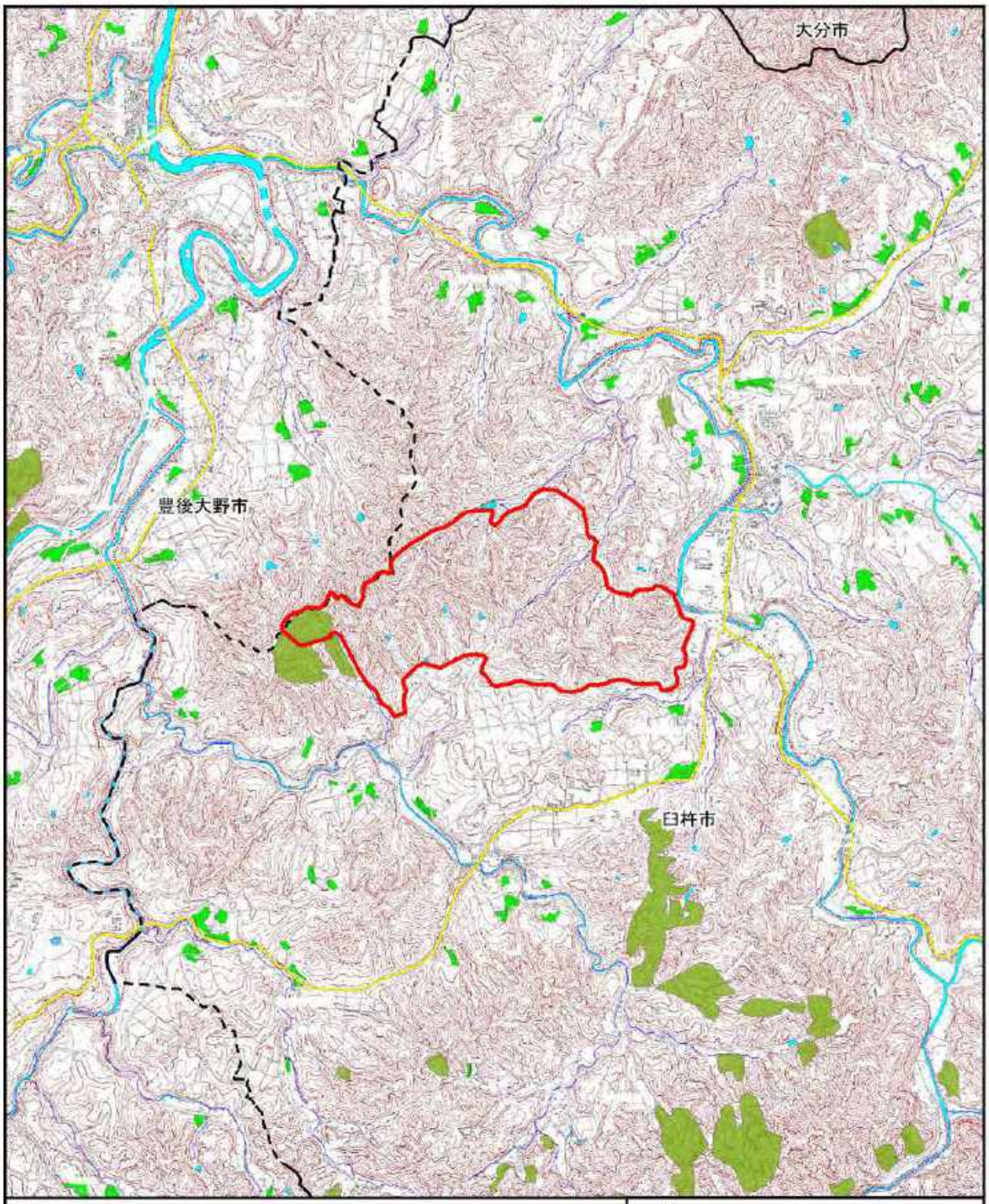

凡例

対象事業実施区域

行政区域

保安林

1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

出典：「国土数値情報森林地域(平成 27 年)」(国土交通省ホームページ http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html)

図 3.1-16

保安林指定状況

2) 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号) に基づく砂防指定地の指定状況は、図 3.1-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域内には砂防指定河川は存在しない。

表 3.1-62　砂防指定河川の指定状況

No.	河川名	流路延長(m)	告示年月日
①	黍野川	2,600m	昭和 42 年 12 月 11 日
②	内河野川	1,700m	昭和 42 年 12 月 11 日
③	平野川	2,700m	昭和 42 年 12 月 11 日
④	椎原川	412m	昭和 23 年 9 月 11 日

出典：「臼杵土木事務所管内図（大分県）」（平成 28 年 3 月）

3) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号) に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 3.1-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域内に急傾斜地崩壊危険区域が存在する。

出典：「大分県内砂防管内図(平成 27 年 3 月作成)」(大分県)

4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく指定区域の指定状況は、図 3.1-18 に示すとおりである。

5) 地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」(平成 25 年法律第 76 号) に基づく指定区域の指定状況は、図 3.1-18 に示すとおりである。

出典：「大分県内砂防管内図(平成 27 年 3 月作成)」(大分県)

6) 農用地区域・農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく農用地区域及び農業地域の指定状況は、図 3.1-19 に示すとおりである。

対象事業実施区域内の一部に農用地区域が存在する。

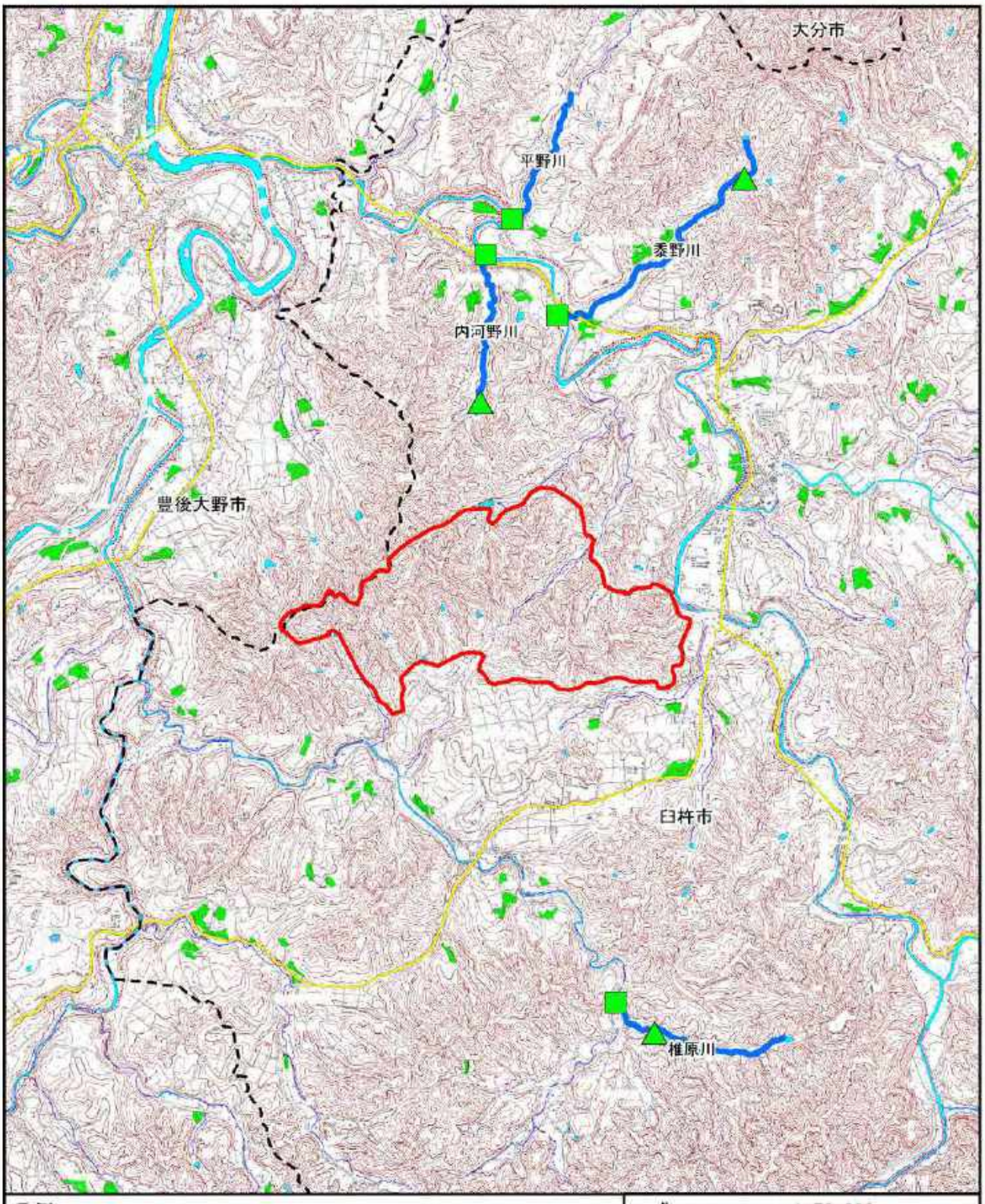

出典：「臼杵土木事務所管内図（大分県）」（平成 28 年 3 月）

図 3.1-17

砂防指定地の指定状況

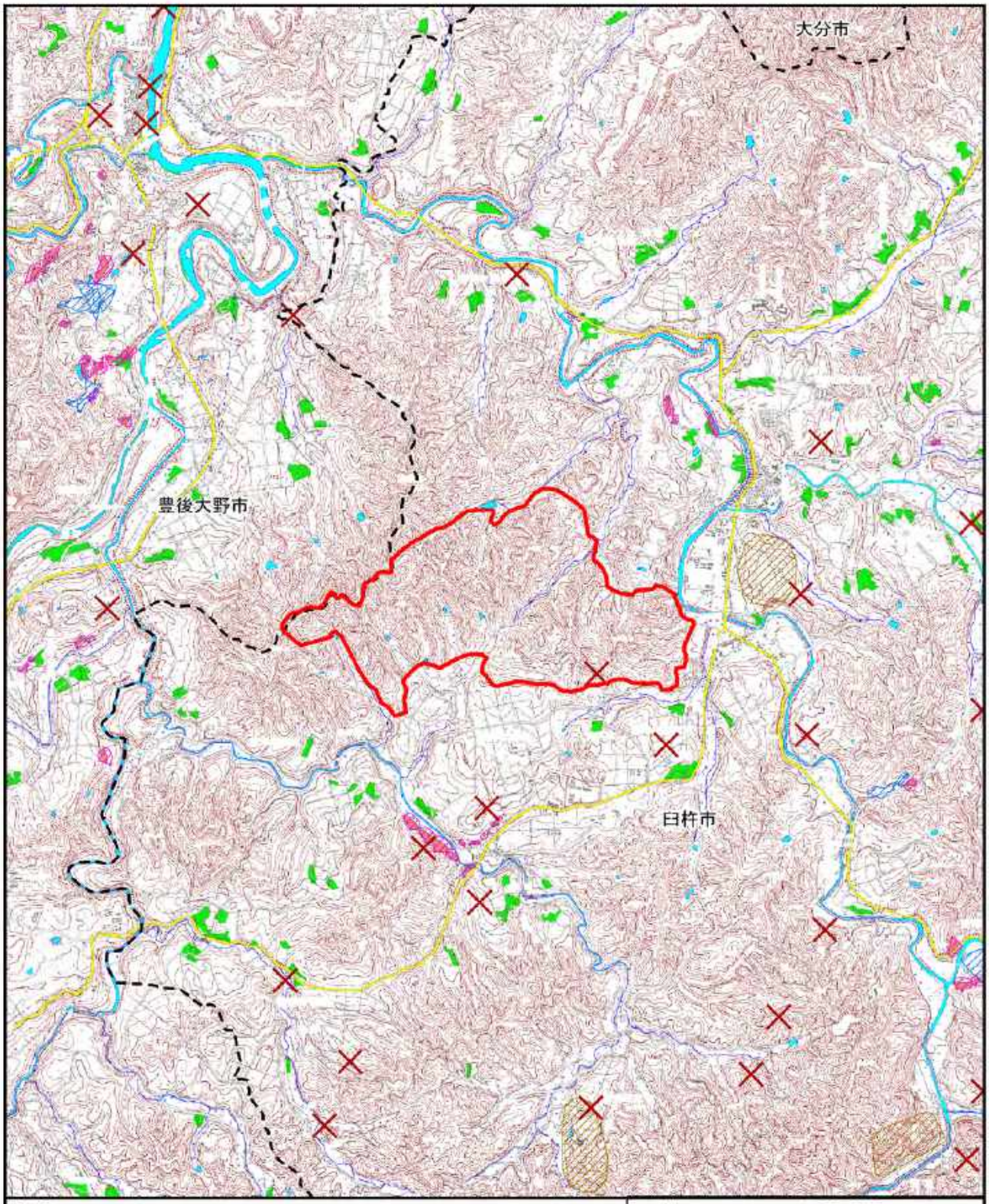

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域

土砂災害警戒区域

- 土石流，土砂災害警戒区域
- 土石流，土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地の崩壊，土砂災害警戒区域
- 急傾斜地の崩壊，土砂災害特別警戒区域

1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

出典：
「国土数値情報　土砂災害警戒区域(平成 28 年度)」
「大分県内砂防管内図(平成 27 年 3 月作成)」(大分県)

図 3.1-18
急傾斜・土砂災害・地すべり地形等の指定状況